

平成 29 年度 第三者評価

秋草学園短期大学 自己点検・評価報告書

平成 29 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	20
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	22
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神.....	24
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果.....	25
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	30
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	32
◇ 基準Ⅰについての特記事項.....	32
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	33
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	36
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	44
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	58
◇ 基準Ⅱについての特記事項.....	60
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	61
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	63
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	69
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	73
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源.....	75
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	78
◇ 基準Ⅲについての特記事項.....	79
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	80
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	82
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	84
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス.....	88
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	92
◇ 基準Ⅳについての特記事項.....	92
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	93

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、秋草学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 29 年 6 月 30 日

理事長

秋草 征志

学長

北野 大

ALO

中村 陽一

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革（1600 字程度）

1) 学校法人秋草学園の沿革の概要

第二次世界大戦後、人心の荒廃その極に達した中で、国の復興を図るためには健全な国民づくりが大切であり、復興の一翼を担う女性の教育こそ急務との一大決意のもとに、建学の理念「愛され信頼される女性の育成」を掲げ、昭和 24 年東京都中野区に各種学校秋草学園を発足させ、昭和 30 年に学校法人として組織を確立した。その後、設置する 3 学院をそれぞれ専門学校に昇格させたが、昭和 59 年をもって廃止した。一方、昭和 53 年文部大臣認可学校法人を設置し、昭和 54 年に短期大学（埼玉県所沢市）を創設することを始めとし、昭和 57 年に秋草学園高等学校（埼玉県狭山市）、平成 7 年に秋草学園福祉教育専門学校をそれぞれ開校して、三校一体として教育の推進・発展に尽力している。

2) 秋草学園短期大学の沿革の概要

昭和 24 年	各種学校秋草学園発足（東京都中野区）
昭和 27 年	秋草編物技芸学院を開設
昭和 30 年	学校法人に組織変更
昭和 35 年	編物に洋裁・和裁を加えた服装の総合学園を開設
昭和 37 年	秋草服装学院と改称
昭和 44 年	秋草保育専門学院開校
昭和 50 年	秋草栄養専門学院開校
昭和 51 年	三校を専門学校に昇格
昭和 53 年	学校法人組織に変更（文部大臣認可）
昭和 54 年	所沢市に秋草学園短期大学を（幼児教育学科第一部・第二部）創設
昭和 57 年	狭山市に秋草学園高等学校開校
昭和 60 年	秋草学園短期大学に国文科及び経営科を増設
平成 07 年	所沢市に秋草学園福祉教育専門学校開校
平成 09 年	秋草学園短期大学に学位授与機構認定の専攻科幼児教育専攻を設置
平成 13 年	国文科を日本文化表現学科に、経営科をビジネスマネジメント学科に名称変更 秋草学園短期大学に地域保育学科第一部・第二部を増設
平成 17 年	日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科、地域保育学科第一部及び第二部の入学定員を変更
平成 19 年	地域保育学科第一部を地域保育学科に名称変更 日本文化表現学科とビジネスマネジメント学科を統合し文化表現学科を設置 日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科及び地域保育学科第二部学生募集停止
平成 21 年	日本文化表現学科廃止
平成 22 年	ビジネスマネジメント学科廃止
平成 24 年	地域保育学科第二部廃止

本学は、所沢市に昭和 54 年度幼児教育学科第一部及び第二部を開学し、昭和 60 年度には国文科及び経営科を増設した。平成 9 年度には学位授与機構の認定を受け学士の学位を取得する教育を実践する専攻科幼児教育専攻を設置した。平成 13 年度には、国文科を日本文化表現学科に経営科をビジネスマネジメント学科に名称を変更するとともに、地域保育学科第一部及び第二部を開設した。そして、平成 17 年度には、日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科並びに地域保育学科第一部及び第二部の入学定員を変更し、平成 19 年度には、地域保育学科第一部を地域保育学科に名称変更するとともに、日本文化表現学科とビジネスマネジメント学科を統合し文化表現学科を設置した。これにより、日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科及び地域保育学科第二部の学生を募集停止とした。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 29 年 5 月 1 日現在

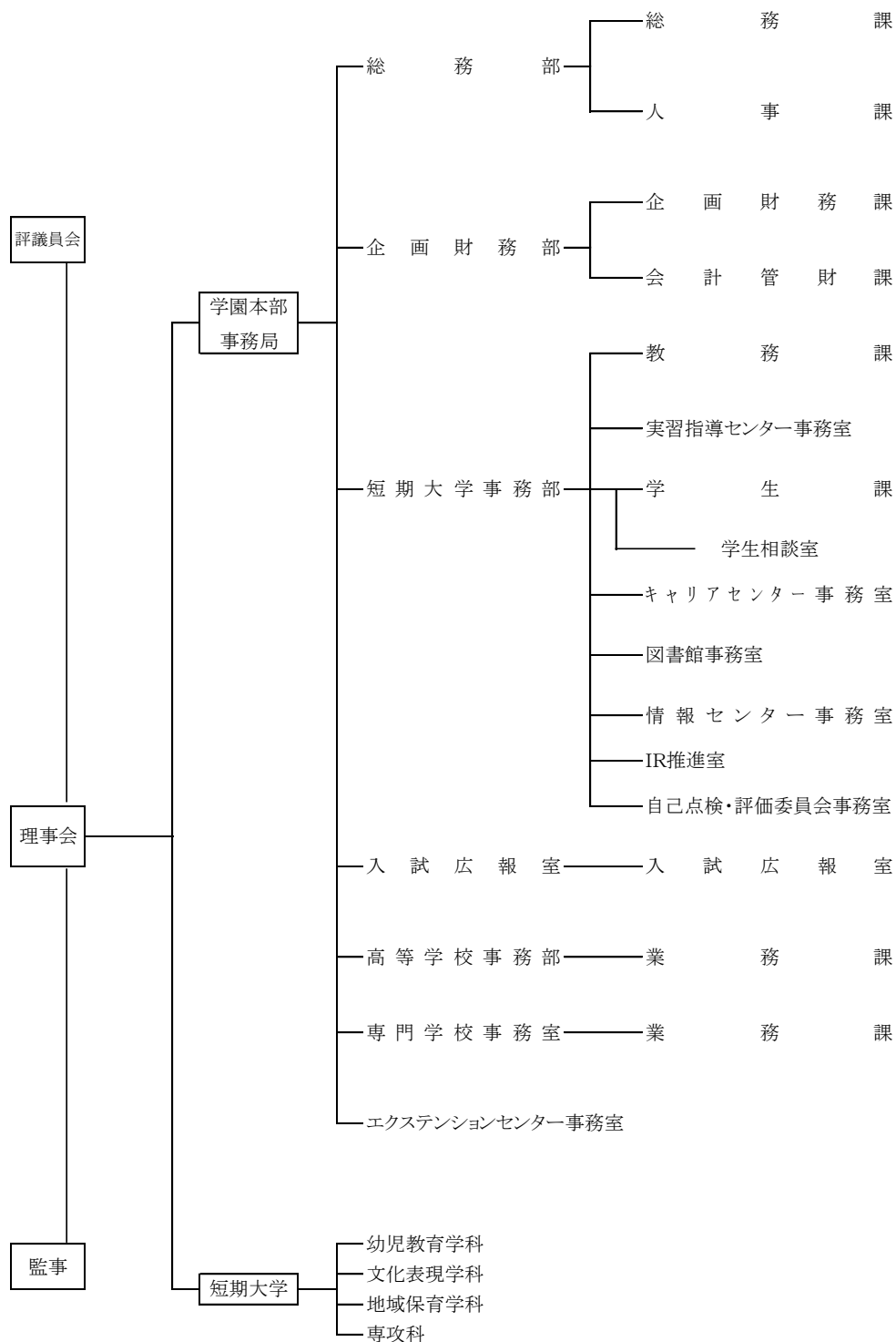
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
秋草学園短期大学	埼玉県所沢市泉町 1789 番地	415 人	1065 人	887 人
秋草学園高等学校	埼玉県狭山市堀兼 2404 番地	320 人	960 人	771 人
秋草学園福祉教育 専門学校	埼玉県所沢市東所沢 1 丁目 11 番 11 号	80 人	160 人	69 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 29 年 5 月 1 日現在

秋草学園短期大学組織図

(平成29年5月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

年度	世帯数	人 口			対前年比	一世帯当たりの人員
		総数	男	女		
24	149,539	343,164	170,874	172,290	100.0	2.29
25	150,699	342,925	170,612	172,313	99.9	2.28
26	152,362	343,083	170,744	172,339	100.0	2.25
27	149,189	344,022	170,552	173,470	100.3	2.31
28	155,829	344,152	171,013	173,139	100.0	2.21

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	24 年度		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	1	0.2	1	0.2	0	0	0	0	1	0.3
東北	17	4.1	14	3.0	16	3.6	9	2.2	19	5.4
北関東	11	2.7	5	1.0	4	0.9	0	0	3	0.9
茨城県	2	0.5	1	0.2	0	0	0	0	0	0
栃木県	6	1.5	3	0.6	2	0.4	3	0.7	1	0.3
群馬県	3	0.7	1	0.2	2	0.4	3	0.7	2	0.6
埼玉県	185	44.8	221	47.7	208	46.5	198	47.6	167	47.5
東京都	187	45.3	211	45.6	204	45.6	179	43.0	154	43.8
関東甲 信越	5	1.2	7	1.5	11	2.5	2	0.5	4	1.1
千葉県	1	0.2	1	0.2	0	0	0	0	1	0.3
神奈川 県	0	0	1	0.2	0	0	0	0	1	0.3
山梨県	0	0	1	0.2	0	0	0	0	1	0.3
新潟県	3	0.7	4	0.9	9	2.0	1	0.2	1	0.3
長野県	1	0.2	0	0	2	0.4	1	0.2	0	0
その他	7	1.7	4	0.9	4	0.9	22	5.3	3	0.9
合計	413		463		447		416		351	

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成 28 年度を起点に過去 5 年間。

■ 地域社会のニーズ

本学では、幼児教育・保育系の学科は約 10,000 人、文学・文化・ビジネス系の学科は約 5,000 人の卒業生を社会に送り出し、それぞれが企業及び幼児教育・保育等の現場において中核として活躍し高い評価を受けている。こうした実績を踏まえて、本学教員は地域行政機関の協議会、審議会や委員会の委員の委嘱を受け、その専門性から地域社会の教育等に大きく貢献している。

さらに、大学として、地域の生涯学習ニーズに応えるために「エクステンションセンター」を設置し、地域住民対象の公開講座を開講するほか、本学卒業生や保育現場の職員を対象とする「現職保育者研修会」を開催し、保育現場の研修支援にも大きな役割を果たしている。

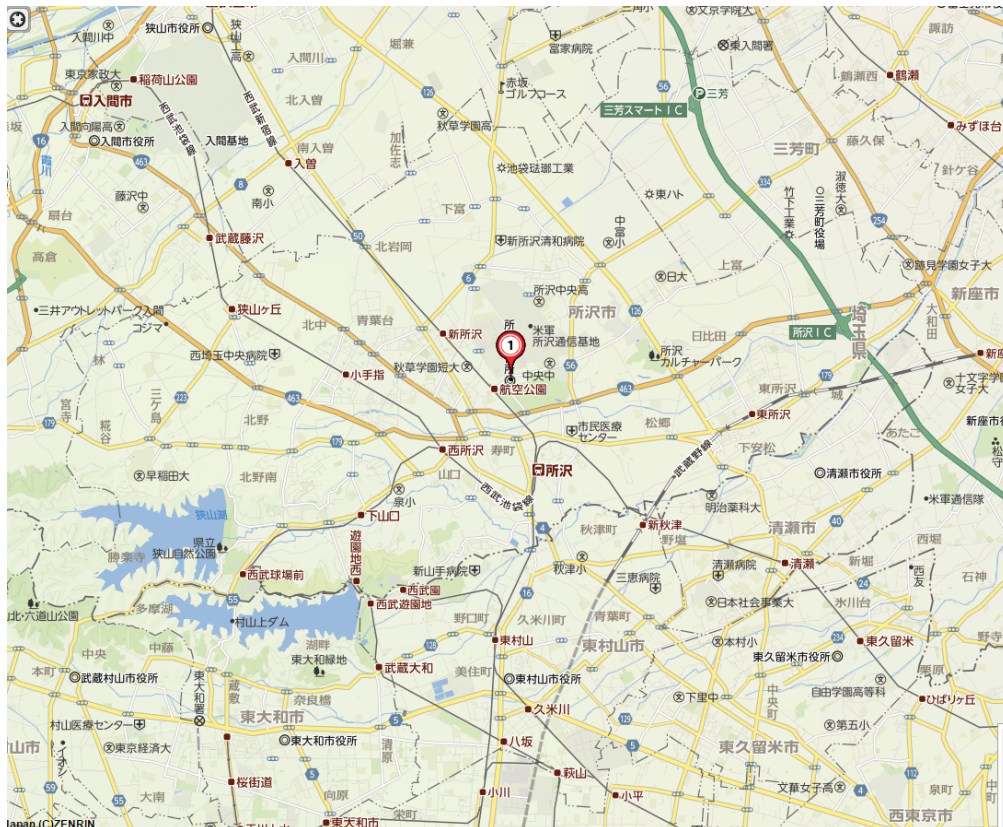
■ 地域社会の産業の状況

所沢市は埼玉県の南西部にあって、東京都に隣接している。市域の形状は北に頂点をもつ三角形をなし、北東部は三芳町に、北部は川越市、狭山市、北西部は入間市、南部は柳瀬川を挟んで東京都と接しており、面積は 71.99 平方キロメートルである。

所沢市の周辺状況は、西武新宿線、池袋線により東京圏と結ばれ、東京圏のベッドタウンとして発展してきた。その一方で、県立狭山自然公園をはじめ、狭山丘陵など武蔵野の自然が数多く残り、自然との共生が進められている。

所沢市は県内 8 番目の市として昭和 25 年に誕生し、現在は世帯数約 15 万世帯、人口約 34 万人を擁する埼玉県内第三の市となっており、産業別事業所数では、卸売小売業が全体の 26.7%、サービス業が 19.5%と高い比率を占めている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
学則の文言と自己点検・評価報告書に記された学科の教育目標の文言が異なる。また、学校案内に掲載されている学科の教育目標の文言も学則と異なっている。入学者受け入れの方針についても自己点検・評価報告書、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の間で食い違いがみられるので表記を統一されたい。	学科の教育目標に関して、学則及び学校案内の文言を精査し、学則の文言に統一する。また同様に、入学者受け入れの方針についても、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の文言を統一する。	学科の教育目標及び入学者受け入れの方針の文言を統一することにより、学内外の混乱を避けることができた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

平成 27 年度は、学長のリーダーシップによるガバナンス改革を具体化するものとして、教学マネジメント委員会及び I R 推進室を設置した。また、教職員一体による学校運営という考えから、教務委員会等各種委員会に事務職員が構成員として参加することとした。さらに、教育の質保証という観点から、履修規程を全面改訂し、成績評価を 4 段階から 5 段階にするとともに、GPA 及び CAP 制を導入することを新たに規定した。

平成 28 年度は、教学マネジメント委員会において三つの方針の策定、5 か年計画の実施状況等の検討を行った。また、I R 推進室も学生に係るデータ収集を開始した。GPA 制度に関しては、2.0 未満の学生に対して学習指導が実施されたが、CAP 制に関しては、運用方法がなお曖昧なままである。

- ③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし。

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

- 学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成 29 年度を含む過去 5 年間のデータを示す。

平成 25 年度～平成 29 年度の設置学科等について

学科等の名称	事項	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	備考
幼児教育学科 第一部	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	193	181	185	157	166	
	入学定員 充足率 (%)	128	120	123	104	110	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	382	386	382	341	324	
	収容定員 充足率 (%)	127	128	127	113	108	
幼児教育学科 第二部	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	101	115	95	82	78	
	入学定員 充足率 (%)	101	115	95	82	78	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	305	291	309	290	250	
	収容定員 充足率 (%)	101	97	103	96	83	
地域保育学科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	124	102	91	64	43	
	入学定員 充足率 (%)	124	102	91	64	43	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	230	291	309	260	201	
	収容定員 充足率 (%)	76	97	103	86	67	
文化表現学科	入学定員	100	100	100	100	65	
	入学者数	46	49	45	48	49	
	入学定員 充足率 (%)	46	49	45	48	75	
	収容定員	200	200	200	200	165	
	在籍者数	105	96	95	100	100	
	収容定員 充足率 (%)	52	48	47	50	60	

専攻科 幼児教育専攻	入学定員	20	20	20	20	20	
	入学者数	7	4	9	2	10	
	入学定員 充足率 (%)	35	20	45	10	50	
	収容定員	40	40	40	40	40	
	在籍者数	8	9	12	7	12	
	収容定員 充足率 (%)	20	22	30	17	30	

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成28年度を起点とした過去5年間のデータを示す。

② 卒業者数 (人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼児教育学科第一部	170	156	176	182	170
幼児教育学科第二部	76	86	78	82	94
地域保育学科	48	36	60	105	94
文化表現学科	48	54	42	40	40
専攻科	2	1	5	3	5

③ 退学者数 (人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
幼児教育学科第一部	13	22	14	14	13
幼児教育学科第二部	25	29	22	19	19
地域保育学科	12	6	10	11	8
文化表現学科	4	4	4	3	8
専攻科	2	3	1	1	4

④ 休学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科第一部	8	17	17	8	6
幼児教育学科第二部	21	14	14	22	26
地 域 保 育 学 科	2	4	4	8	7
文 化 表 現 学 科	2	2	1	3	6
専 攻 科	0	0	0	0	0

⑤ 就職者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科第一部	155	147	169	166	153
幼児教育学科第二部	65	67	58	72	81
地 域 保 育 学 科	42	30	51	100	83
文 化 表 現 学 科	25	23	22	26	31
専 攻 科	1	1	5	6	4

⑥ 進学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
幼児教育学科第一部	4	1	2	2	6
幼児教育学科第二部	1	0	7	1	1
地 域 保 育 学 科	3	0	4	1	5
文 化 表 現 学 科	2	0	3	2	2
専 攻 科	0	0	0	0	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成 29 年 5 月 1 日現在

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児教育学科第一部	5	3	5	1	14	10		3	0	28	教育学・保育学関係
幼児教育学科第二部	1	2	1	0	4	3		1	0	14	教育学・保育学関係
地域保育学科	4	6	3	0	13	11		4	0	12	教育学・保育学関係
文化表現学科	3	1	1	1	6	5		2	0	19	文学関係
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0	0		0	0	3	
（小計）	13	12	10	2	37	29		10	0		
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							6	2			
（合計）	13	12	10	2	37	35		12	0		

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイの備考 1 に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育

設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数)を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。

4. 上表の「その他の組織等」には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、「その他の組織等」欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。
該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	27	8	35
技術職員	0	1	1
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	5	7
その他の職員	0	6	6
計	29	20	49

〔注〕

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③ 校地等（㎡）

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生一人 当たりの 面積 (㎡)	備考（共用 の状況 等）
校地等	校舎敷地	7,263	—	—	7,263	8,000	10.4	
	運動場用地	1,980	—	—	1,980			
	小計	9,243	—	—	9,243			
	その他	—	—	—	—			
	合計	9,243	—	—	9,243			

〔注〕

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- 〔イ〕在籍学生一人当たりの面積＝〔ロ〕÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④ 校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校舎	11,629	0	0	11,629	6,250	—

[注]

□ 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
22	6	2	3	0

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
35

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）		視聴覚資料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
	（冊）		電子ジャーナル〔うち外国書〕			
短大	70,494	46	1	1,376	24	0
	[2,622]	[0]				
計	70,494	46	1	1,376	24	0

図書館	面積（㎡）	閲覧座席数	収納可能冊数
	655	109	62,000
体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	952	テニスコート2面	

(8) 短期大学の情報の公表について

■ 平成29年5月1日現在

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開。 〈URL〉 http://www.akikusa.ac.jp/tandai/about/pub_info/ (以下同じ)
2	教育研究上の基本組織に関する事	
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開及び学生便覧、講義要項に掲載。
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開及び学生便覧に掲載。
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開。

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	1. 左記事項をホームページに公開。 2. 左記の書類全て閲覧可能とし、学園本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園所属者、その他利害関係者への閲覧に供している。

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 28 年度）

- 学習成果をどのように規定しているか。
- どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

(例)

- ・ A 学科の学習成果については、次のような手法で向上・充実を図っている。
- ・ B 学科の学習成果については、次のような手法で向上・充実を図っている。

【幼児教育学科】

幼児教育学科の学習成果の査定は、各教科内での作品制作やグループワーク等の取り組みなどの評価や、定期試験の成績評価等の学内における評価のみならず、各実習先からの評価や、幼稚園教諭 2 種免許、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等によって行われている。

幼児教育学科では、幼稚園教諭 2 種免許、保育士資格を取得し、将来保育者として現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、学習成果としては、個々の授業科目の単位を本学の規定通りに取得することは言うまでもなく、幼児教育学科における学習の集大成である保育所実習、施設実習、教育実習の各実習で、それまでの学習成果が発揮されている。学生たちが、何をどこまで学習するのかについては非常に具体的に明確にされており、各修業年限内に成果の獲得は可能である。

また、学習成果を獲得した学生たちの多くは現場で保育者として働くことになるので、幼児教育学科の学習成果には実的な価値があり、専門就職という点で学習成果は測定可能なものとなっている。

【地域保育学科】

地域保育学科の学習成果の査定は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価、学外におけるボランティア、インターンシップ、教育実習、保育所実習、施設実習等各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭 2 種免許、保育士資格、児童厚生 2 級指導員資格などの各種資格の取得状況とこれらの資格を活かした専門就職率などによって行われている。

その他の資格として図書館司書、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター等があり、必要な学びの後に試験を受け合否判定が出るもの、授業時の学習成果が資格認定に繋がるものなど、一定の学習成果として資格取得が連動したものとなっている。

【文化表現学科】

文化表現学科の学習成果の査定は、図書館司書、医療事務資格、ウェブデザイン実務士、情報処理士などの資格取得や作品の制作など具体的な成果物に対する評価として行われている。例えば、具体的な学習成果の一つとしての司書資格取得は、社会的にも認知された実的な価値をもつものであり、必要な教科の単位修得、つまり学習成績で合格点を取ることと、卒業要件を満たすことが条件となっており、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能なものとなっている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 28 年度）

- オフキャンパス（実施していれば記述する）
- 遠隔教育（実施していれば記述する）

- 通信教育（実施していれば記述する）
 - その他の教育プログラム（実施していれば記述する）
- 該当なし。

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 28 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

経常補助金、特別補助金、修学支援金、父母負担軽減事業補助金等公的資金については、本学作成の請求データを国、県、事業団がチェックし振り込まれる。本学は受け皿として別口座を設け管理している。管理体制、実施状況については、年 2 回公認会計士による監査を受けており、特段の指摘事項はない。

公的研究費補助金の取り扱い、不正使用の防止等については、「秋草学園短期大学における競争的資金等の取り扱いに関する規程」に基づいて管理運営されてきたが、平成 26 年 2 月の研究費の不正使用の防止を目的とした「公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正及び 8 月の「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の設定に対応するよう関係規程の改正を行った。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成 26 年度～平成 28 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事 数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	8 人以上 10 人以内	10 人	平成 26 年 5 月 28 日 14 : 00～15 : 00 16 : 40～17 : 20	9 人	90.0%	1 人	1/2
		10 人	平成 26 年 7 月 30 日 16 : 00～17 : 00	10 人	100%	0 人	2/2
		10 人	平成 26 年 12 月 12 日 16 : 00～17 : 20	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 2 月 10 日 14 : 00～14 : 30 15 : 30～16 : 30	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 27 年 3 月 18 日 15 : 00～15 : 40 15 : 50～17 : 00	10 人	100%	0 人	2/2
		10 人	平成 27 年 5 月 27 日 14 : 00～15 : 00 16 : 30～17 : 00	9 人	90.0%	1 人	1/2

		10 人	平成 27 年 9 月 17 日 15 : 00～16 : 00	9 人	90.0%	1 人	1/2
		10 人	平成 27 年 12 月 10 日 16 : 00～17 : 20	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 28 年 3 月 22 日 15 : 00～15 : 40 15 : 50～16 : 30	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 28 年 5 月 25 日 14 : 00～15 : 00 16 : 20～17 : 40	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 28 年 12 月 9 日 16 : 00～17 : 10	9 人	90.0%	1 人	1/2
		10 人	平成 29 年 2 月 17 日 14 : 30～14 : 55	9 人	90.0%	1 人	2/2
		10 人	平成 29 年 2 月 24 日 15 : 00～15 : 30	10 人	100%	0 人	2/2
		10 人	平成 29 年 3 月 22 日 15 : 05～15 : 45 16 : 00～16 : 40	10 人	100%	0 人	2/2
評 議 委 員 会	20 人以上 26 人以内	22 人	平成 26 年 5 月 28 日 15 : 10～16 : 30	20 人	90.9%	2 人	1/2
		22 人	平成 26 年 7 月 30 日 15 : 00～15 : 50	20 人	90.9%	2 人	2/2
		22 人	平成 27 年 2 月 10 日 14 : 30～15 : 30	19 人	86.4%	3 人	2/2
		22 人	平成 27 年 5 月 27 日 15 : 00～16 : 20	20 人	90.9%	2 人	1/2
		22 人	平成 28 年 3 月 22 日 14 : 00～15 : 00 15 : 40～15 : 50	18 人	81.8%	4 人	2/2
		21 人	平成 28 年 5 月 25 日 15 : 10～16 : 10	20 人	95.2%	1 人	2/2
		21 人	平成 29 年 2 月 17 日 14 : 00～14 : 25	20 人	95.2%	1 人	2/2
		21 人	平成 29 年 3 月 22 日 14 : 00～14 : 50 15 : 50～15 : 55	17 人	81.0%	4 人	2/2

[注]

1. 平成 26 年度から平成 28 年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、

理事会・評議員会ごとに記入・作成する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）

2. 「定員」及び「現員（a）」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率（b/a）」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する（小数点以下第 2 位を四捨五入）。
5. 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

（13）その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。
なし。

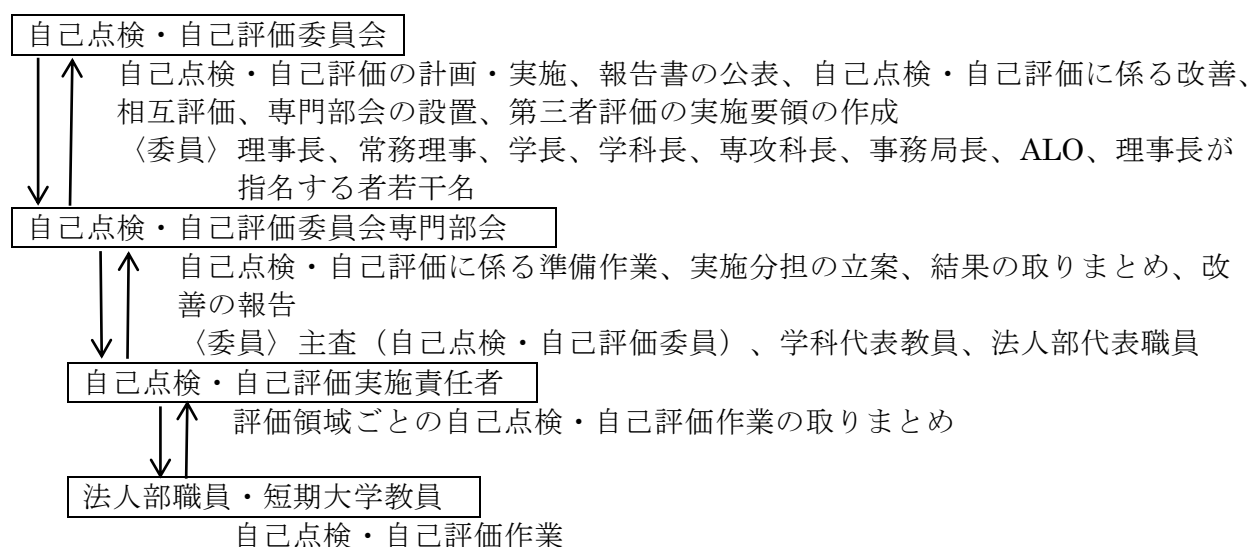
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、理事長、常務理事、副学長、学科長、専攻科長、事務局長、ALO及び理事長の指名による者で構成される。委員会は、実施計画の策定時や評価結果の取りまとめ時に開かれ、自己点検・評価報告書を教授会と理事会に提出している。

また、委員会の承認を受けて、各学科の教員及び事務職員で構成される専門部会を設置する。専門部会は、ALOを主査とし、実施と評価に関わる取りまとめ作業を行っている。

- 自己点検・評価の組織図



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成28年度を中心に）

本学は、平成6年に自己点検・自己評価委員会を設置し、それ以降毎年自己点検・評価を実施しており、評価結果を冊子やホームページにより公表してきた。

平成28年度から29年度の活動記録は以下のとおりである。

- 平成28年5月25日（水）平成28年度第1回自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）
- ・「平成28年度自己点検・評価報告書」について
原稿提出状況の確認
 - ・FD推進委員会委員の推薦について
 - ・秋草学園短期大学機関別評価結果について
 - ・平成27年度第三者評価を振り返って（一般財団法人短期大学基準協会第三者評価委員会）
 - ・短期大学評価基準の改定の方針について
- 平成28年5月～
- 基準Ⅰ～Ⅳの「自己点検・評価の概要」作成
 - 基礎資料（5月1日現在）の記入
 - 追加原稿・資料の提出（主に財務関係）
- 平成28年6月29日（水）平成28年度第2回自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）
- ・「平成28年度自己点検・評価報告書」の校正について
- 平成28年7月
- 原稿の校正、完成
- 平成28年7月27日（水）平成28年度第1回自己点検・自己評価委員会
- ・「平成28年度自己点検・評価報告書」（案）を承認
- 平成28年9月7日（水）教授会に「平成28年度自己点検・評価報告書」（案）を報告
- 平成28年11月25日（金）平成28年度第2回自己点検・自己評価委員会
- ・「平成29年度自己点検・評価報告書」について
報告書作成マニュアルの変更点について
自己点検・評価の作業日程及び実施体制について
作業分担及び評価責任者について
 - ・自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）委員の指名について
 - ・一般財団法人短期大学基準協会認証評価要綱改定案について
- 平成28年11月30日（水）平成28年度第2回自己点検・自己評価委員会
- ・「平成29年度自己点検・評価報告書」について
報告書作成マニュアルの変更点について
自己点検・評価の作業日程及び実施体制について
作業分担及び評価責任者について
 - ・自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）委員の指名について
 - ・一般財団法人短期大学基準協会認証評価要綱改定案について
- 平成28年12月7日（水）教授会において「平成29年度自己点検・評価報告書」の原稿作成を依頼、自己点検作業開始
- 平成28年12月9日（金）理事会において「平成28年度自己点検・評価報告書」（案）を承認、公表
- 平成29年1月31日（火）第1回「平成29年度自己点検・評価報告書」原稿の提出期限
- 平成29年2月28日（火）第2回「平成29年度自己点検・評価報告書」原稿の提出期限
- 平成29年6月14日（水）平成29年度第1回自己点検・自己評価委員会専門部会（報告書作成）
- ・「平成29年度自己点検・評価報告書」の校正分担について

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 I の自己点検・評価の概要

「愛され信頼される女性の育成」を建学の理念に掲げ、戦後の荒廃した世相の中で、社会における女性の役割が大きくなるとの認識に基づき、職業人として自立した女性を育成することを目的とし、女子教育の推進に努めてきた。建学の理念は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。建学の理念は Web やリーフレット、学生便覧等で学内外に表明している。学内においては、教職員は理事長、学長の訓示や各種業務において、また学生は上記以外にも冊子や授業を通じ建学の理念を共有している。定期的に行われる教育内容や教育目標の検討に際し、建学の理念を確認している。

幼児教育学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現する「豊かな人間的魅力とたしかな保育技術を備えた保育者を育てる」ことを教育目標として掲げ、地域保育学科では建学の理念を根底に、「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を育成する」という教育目標を掲げ、文化表現学科は、歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる技能を身につけることで現代的な意味合いでの「愛され信頼される女性」の育成を教育目標に掲げており、何れも学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の理念に基づき明確に示している。

幼児教育学科の学習成果は、社会人としての深い教養と保育者として幅広い専門知識を学び、これを実践で活用できる保育技術を身につけ、柔軟な思考力や豊かな表現力、コミュニケーション力を養い、社会人としての責任感やマナーを身につけることであり、学習成果の査定は、作品制作やグループワーク等の取り組みなどの評価や、定期試験の成績評価等の学内における評価、各実習先からの評価や、幼稚園教諭 2 種免許、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等による。学習成果は、社会的に有用性があり 2 年ないし 3 年間で実現可能なものと考えられる。

地域保育学科の学習の成果は、子どもに対する発達支援の基礎を学び、さらに保護者や地域社会とも自信を持ってコミュニケーションをとることができる力を身につけることを主としたものであり、地域社会のニーズに応え社会貢献できる人材を育成するという学位授与の方針に沿ったものである。保育士資格、幼稚園教諭 2 種免許、図書館司書、児童厚生 2 級指導員、ピアヘルパー等の資格取得者数を学習成果として量的に表し、学外にも公表している。

文化表現学科の学習成果は、短期大学生としての教養を有し、コミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使し、社会的有為性を認められている資格や技能を活かせる人材への成長である。学習成果の査定は、教養教育科目、専門基礎科目、専門教養科目、キャリア支援科目と 3 つの専門科目群における成績評価、各種資格課程科目で、司書資格をはじめとした各種資格の取得状況、学科での学習内容を反映した就職率などの定量的評価に加え、創作作品の制作への取り組みとその成果、ゼミナールでの自発的学習と向上心における成長の定性的評価等で行っている。

以上のように、各学科とも学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示しており、入学案内や本学 Web ページなどで学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明

している。学科・専攻課程の教育目的・目標は各学科会、教務委員会、学科長会などで定期的に点検している。また、上記のとおり学科・専攻課程の学習成果は建学の理念に基づき明確に示され、学習成果は学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいており、一部不十分な点はあるが、学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持ち、学科・専攻課程の学習成果についても Web で学内外に表明している。学科・専攻課程の学習成果についても定期的に各学科会、教務委員会、学科長会で点検している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。GPA 評価制度を平成 27 年度に導入し、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法は有している。明示的に示され、学内外で共有できるような形にはなっていないが、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを各学科とも有している。

本学自己点検・自己評価委員会を中心とする自己点検・評価のための規程及び組織は整備されており、各学科会や、各種委員会、学科長会などで日常的な自己点検・評価を行っている。自己点検・自己評価作業は、定期的に自己点検・評価報告書として取りまとめ公表している。各部署の長や委員会委員長、学科長を中心に自己点検・評価活動に全教職員が関与している。教育課程の見直しなど、自己点検・評価の成果を活用している。

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。]

■ 基準 I -A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

「愛され信頼される女性の育成」を建学の理念に掲げ、戦後の荒廃した世相の中で、社会における女性の役割が大きくなるとの認識に基づき、職業人として自立した女性を育成することを目的とし、女子教育の推進に努めてきた。

また、「礼節、勤勉、協調」の精神を教育の支柱として、建学の理念に謳う「愛され信頼される女性の育成」を具現化する重要な基盤と位置づけ全学科の教育指導が行われてきた。

本学の Web ページ、入学案内書には建学の理念、教育理念について説明した文章を掲載し、学内外に表明している。また、学生便覧にも明記し、さらに建学の理念について詳しく記述した小冊子「建学の心」を入学時に全員に配布して周知徹底を図っている。そして、毎年度初めに行われる教職員全体会においては、建学の理念とともに、理事長、学長が教育の理念の意義と重要性について新規採用職員や非常勤講師を含む全教職員に説明を行い、共有を図っている。

なお、建学の理念を教育により効果的に反映するための作業については、幼児教育学科の「教養演習」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「社会人基礎講座」などの科目で、教育を通じて「愛され信頼される女性の育成」という教育理想を伝えている。

(b) 課題

各学科の教育課程の中で、実務的な側面からの建学の理念の具体化、つまり職業人としての自立した女性に必要とされる「知識・技能・実践力」の習得については、その目的を十分に果たしていると判断しているが、定量評価が難しい「ひと」「短期大学士」としての「素養」の育成にはアクティブラーニングの教授法などの工夫が必要であろう。

■ テーマ 基準 I -A 建学の精神の改善計画

各学科が開設している教養系科目について、到達目標を建学の理念や学科の教育目的との関連で整理し、教育内容や新たな科目設定の可能性等を検討する。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現する「豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者を育てる」ことを教育目標として掲げて、教育活動を行っている。社会人としての教養をもち、良識をわきまえ、保育者に必要な専門的知識と技術を身につけ、常に子どもと寄り添う素直な気持ちと、ものごとを柔軟に考える思考力をもった保育者の育成を目指している。

定期的な点検の過程で、学生に社会人マナーに関する知識不足が感じられた。また女性である自分を大切にする意識を身につけることも必要である、と考えられたため、平成 25 年度からは、保育者として必要な礼儀作法やマナー、女性の身体や生命について学ぶ「教養演習」を学科の必修科目として新設して指導にあたっている。その教育成果を確認することが課題であるが、未だ着手されていない。

尚、幼児教育学科の教育目的・目標は、学内においては学科の教育目的・目標が明記されている『学生便覧』の配布や、ホームページ上に掲載されているシラバス等で確認することができる。学外的には学生募集のための学校案内やホームページ上等で表明している。

地域保育学科では建学の精神を根底に、「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成する」という教育の目的・目標を明確に示すとともに、子どもに対する発達支援の基礎を学び、地域や保護者の子育て支援ができる力を身につけるという学習成果についても明確に示している。それらは、学校案内、ホームページ、受験ガイド誌等で学内外に公表している。しかし、入学後の学生の指針とすべき学生便覧にはわかりにくい記載のままとなっているのが現状である。

教育の目的・目標及び学習の成果について、学生の学修の様子や社会のニーズ対応等から定期的に点検し教育課程の充実を目指している。

文化表現学科は、建学の精神を基盤として、歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材の育成を教育目的とする。これは学習成果として、短期大学生としての教養を身につけ、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使し、広く社会にその有意性を認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つための短期大学士力の修得として具体化される。その達成を具体的に示すものが教育課程である。これらの情報については本学ホームページや学校案内等で公開されている。また、学科の教育目的については、企画委員会の作業部会でも検討を重ね、学科においても地域社会との連携強化などの観点から検討している。

(b) 課題

幼児教育学科の教育目標は、学科所属の専任教員には十分に周知されており、それに基づいた教育活動が行われているが、非常勤講師への周知は未だ十分とは言えない面があり、改善の余地がある。また、幼児教育学科の学生に対しても、入学時のオリエンテーション等で教育目標の教示は行われているが、未だ周知徹底されているとは言い難く、課題とし

て残されている。

地域保育学科では、子育て支援のエキスパートとしての保育者育成を目指す学科として、より質の高い保育者を養成することが課題である。そのため教育の目的・目標及び学習の成果等について、社会的な要請や学生の授業取り組み、実習や就職の様子等から総合して点検していくことが必要である。また、教育の目的・目標について学生便覧にわかり易いよう記載する必要がある。

文化表現学科では、「愛され信頼される女性」としての成長を学生自身が効率的に実現し、これを自己成長として実感できるように教育指導方法、特にアクティブ・ラーニングの採用を多くの授業で取り入れる工夫が課題である。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現した豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者に成長することである。具体的には、社会人としての深い教養と保育者としての幅広い専門知識を学び、保育の場で活用できる技術を身につけるとともに、柔軟な思考力や豊かな表現力、他者を尊重できるコミュニケーション力を養うこと、社会人としての責任感やマナーを身につけることである。こうした学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価や、定期試験の成績評価等の学内における評価、さらに各実習先からの評価等によって行っている。幼稚園教諭2種免許、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等も、評価としてみなすことができる。学習成果は、社会的に有用性があり2年ないし3年間で実現可能なものと考えられる。学習成果の定期的な点検の一環で、GPA評価制度を平成27年度から導入しており、2年を経て、総合的学習成果の一基準として教員間で活用されてきている。

地域保育学科の学習の成果は、建学の精神である「愛され信頼される女性」を体現し、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」として成長することにある。具体的には3年間の学びの中で豊富な体験や多くの資格取得を目指しながら保育者として必要な教養や専門的知識・技能を身につけ、さらに保護者や地域社会とも自信を持ってコミュニケーションをとることができる力を身につけることである。学習成果は社会的に有用性があり3年間で実現可能である。学習成果の質的評価は、学内における各授業科目の評価と学外における地域活動やインターンシップ・各種実習での外部評価や自己達成感、幼稚園教諭2種免許・保育士資格・児童厚生2級指導員資格等の取得状況、さらにそれらを活かした専門分野への就職先からの外部評価等により行う。量的評価については、保育士資格、幼稚園2種免許、図書館司書、児童厚生2級指導員、ピアヘルパー等の資格取得者数や専門分野への就職率等を以て評価している。それらは学習成果として学校案内等を通して学外にも公表している。なお、十分な成果が上がっていない事例については、学科会において状況やその対応等の意見を出し合い改善に努めている。

文化表現学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」の具体的な姿として、短期大学生としてのリベラルアーツを身につけ、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使し、広く社会に認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つ人材への成長のことである。学習成果の査定は、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教養科目において「ことば」と「表現」、「コミュニケーション能力」の獲得をめざし、将来への目標、興味関心に応じた広く自由な選択が可能のように配慮されたキャリア支援科目と3つの専門科目群における各教科での成績評価、各種資格課程科目での司書資格をはじめとした各種資格の取得状況、学科での学内容を反映した就職率などの定量的評価に加え、創作作品の制作への取り組みとその成果、ゼミナールでの自発的学習と向上心における成長の定性的評価等で行っている。学習成果は、これらの査定項目からも明らかなように社会的に有用性があり、2年間で実現可能である。学習成果は、学生便覧に掲載するとともに、ホームページ上で公開している。また、平成27年度からGPA制度を導入し、学習成果の査定項目の一つとして就学指導に活用している。

(b) 課題

幼児教育学科では、科目編成の特性から、学習成果の査定方法が多岐に渡っているため、総合的な学習成果基準をどのように設定するか、未だ課題として残っている。また、学生自身が各自の学習成果をしっかりと振り返る機会が少ない。

地域保育学科では、様々な観点から、学習の成果に見合った教育内容や授業の内容・方法であるか検討することが課題である。

保育士資格、幼稚園教諭2種免許については全員の取得を目指し、図書館司書、児童厚生2級指導員、ピアヘルパー等の資格取得については、常に前年を上回る取得率を目指しているが、頭打ちの傾向にある。

文化表現学科では、学習成果の一つとして資格取得や就労意欲と就職率の向上を目指している。資格取得や検定合格などについては、例年にない褒賞件数の増加などで成果を確認できるが、就職内定率に関してはなお一層の向上のための具体的な改善策の検討が必要である。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科では、学校教育法、短期大学設置基準をはじめとする関係法令や、資格に関わる指定規則等の通達や変更を、関係部署で確認し速やかに対応することによって法令の遵守に努めている。

学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価や、定期試験の成績評価等の学内における評価のみならず、各実習先からの評価や、幼稚園教諭2種免許、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の評価等によって行う。また、教育の向上・充実のために、学校教育法や短期大学設置基

準及び関係する指定規則に則り教育課程を定め、シラバスに科目の目標を明確に示し（Plan）、それに従って授業を行い（Do）、学生の学習成果を試験結果や態度、授業評価等で評価（Check）し、さらにFD活動に積極的に取り組んでいる（Action）。このようなPDCAサイクルの中で教職員は教育力の向上や充実に努めている。平成28年度より「授業の連携」に力を入れており、教員間でPDCAサイクルの必要性が共有され始めている。

地域保育学科では、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更について、適宜確認し法令順守に努めている。学習成果の査定に関しては、主に毎月開催される学科会で委員会報告や学生の動向といった事項の中で取り上げるにより共通の理解を得ている。教育の向上充実のためのPDCAサイクルは個々の教員として試験やレポート、作品等により学習成果を確認し授業評価と合わせて教育の向上に努めているが、学科として組織的に行っているとは言い難い。

文化表現学科では、短大事務局と連携し、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。学習成果の査定のしくみは再掲すると、各教科での成績評価、各種資格課程科目での司書資格をはじめとした各種資格の取得状況、学科での学内容を反映した就職率などの定量的評価に加え、創作作品の制作への取り組みとその成果、ゼミナールでの自発的学習と向上心における成長の定性的評価等である。教育の質の向上・充実のために学科会や学科長会等で検討を重ね、当面の課題としての優先順位を決めながら、その解決や実施結果についての評価を行うPDCAサイクルを有している。

(b) 課題

幼児教育学科では、教育の質を保証するしくみは有しているが、その取り組みに教員間での格差があるのも事実であることから、更に教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの強化が必要である。

地域保育学科では、教育の内容・充実に向けて、学習成果の査定やPDCAサイクルについて、個人としては勿論であるが、学科全体としてもいかに取り組んでいくか課題である。

文化表現学科では、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルをより有効に機能させるために、教員間で学生の学習状況や進路希望などに対する情報を共有する努力が課題である。

■ テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の改善計画

幼児教育学科では、非常勤講師や学生に対して教育目標の共有を徹底する。とくに、「教育目標」とディプロマポリシーとの整合性に注意しつつ、「3つのポリシー」を見直す。また教員・学生全員に「教育目標」の理解と共有を求める必要がある。幼児教育学科では、GPA評価制度だけではなく、更に厳密で総合的な学習成果の査定の方法を探る。また、学生が各自の学習成果を振り返る機会を増やす。さらに、教員にFD活動の意義を十分に理解してもらい、より積極的に教育力の向上や充実を図る。

地域保育学科では、教育の目的・目標と学習成果の実現と向上をはかる。学生便覧に建学の精神に基づく学科の教育の目的・目標をわかり易く示す。学科の学習成果のひとつである公立保育士合格者数の実績拡大を目指す。教育の内容・充実に向けて、学習成果の査

定や PDCA サイクルについて学科の中で組織的に取り組んでいく。

文化表現学科では、演習科目でのアクティブ・ラーニングの導入とそのための教育環境を整備する。就労意欲を向上させるために定期的なカウンセリング等の実施を計画する。現在利用している「学習のカルテ」のチェック項目や活用方法の再検討を計画する。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に努めている。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、自己点検・自己評価委員会規程、自己点検・自己評価専門部会設置細則、自己点検・評価及び第三者評価実施要領を整備し、これらに基づき自己点検・自己評価委員会と専門部会を組織し、自己点検・評価を実施している。

日常的な自己点検・評価作業に伴い早急な対応が必要となったものについては、学科会、各種委員会、学科長会、教授会などで検討され、改善策を具体化している。

また、年間を通しての自己点検・評価の総括は、専門部会が中心となって報告書の取りまとめを行い、その結果は教授会への報告、理事会の承認を経て、毎年学長名で Web 上に公表されている。

点検作業にはすべての教職員が関与しており、その成果は中期事業計画（5ヵ年計画）に一部反映されるほか、各種委員会や学科会などの検討を経て、次年度の教学運営などに反映されている。

本学は、平成 27 年度に一般財団法人短期大学基準協会に対し機関別評価の申請を行い、平成 28 年 3 月 10 日付で協会から「本協会が定める短期大学評価基準を満たしている」として「適格と認める」旨の通知があった。

平成 28 年度の自己点検・評価作業は、前半が「平成 28 年度自己点検・評価報告書」の各担当者から提出された原稿の確認・修正が主なものとなった。また、11 月以降は、「平成 29 年度自己点検・評価報告書」の作成に向けての作業を行った。

平成 28 年度最初の自己点検・自己評価委員会専門部会は 5 月に開催され、前年度に引き続き「平成 28 年度自己点検・評価報告書」の作成に関して原稿提出状況の確認をするとともに、事務局から、平成 27 年度の第三者評価に関する秋草学園短期大学機関別評価結果及び一般財団法人短期大学基準協会第三者評価委員会がまとめた「平成 27 年度第三者評価を振り返って」、並びに短期大学評価基準の改定の方角性について報告がなされた。

6 月に開催された第 2 回自己点検・自己評価委員会専門部会では、「平成 28 年度自己点検・評価報告書」の校正分担を行い、修正のうえ報告書の原案を完成させた。

「平成 28 年度自己点検・評価報告書」の原案は、7 月の第 1 回自己点検・自己評価委員会で審議のうえ承認されたのを受け、9 月の教授会に報告、12 月の理事会で承認され公表された。

11 月には、第 2 回自己点検・自己評価委員会が開催され、「平成 29 年度自己点検・評価報告書」に関して、事務局から報告書作成マニュアルの変更点の説明と自己点検・評価の作業日程及び実施体制について提案がなされ、了承された。また、事務局から、平成 30 年度から開始される第三期第三者評価に係る短期大学基準協会の認証評価要綱改定案に関し、改定の目的及び主な改定点について説明がなされた。その後、第 2 回自己点検・自己評価委員会専門部会が開催され、同様の内容が報告された。

12 月に開催された教授会において、ALO から「平成 29 年度自己点検・評価報告書」の作成に関して説明があり、原稿提出期限（財務関係等一部を除く。）を 1 月末とすることが確認され、報告書作成作業が開始された。

(b) 課題

毎年実施される自己点検・評価作業と秋草学園5ヵ年計画の進捗状況の評価作業との関係が曖昧なままで、全体的に連携させた評価作業が不十分なところがある。

■ テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価の改善計画

秋草学園5ヵ年計画の目標とその達成状況に連動して自己点検・評価作業が行えるよう検討を行う。

■ 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の理念を各学科の教養系科目の教育内容に一層反映させるべく、引き続き学科長会、各学科会、教務委員会等で教授内容の見直し等の作業を進める。また、教育効果全般に係る自己点検・評価作業と秋草学園5ヵ年計画を連動させるために、自己点検・自己評価委員会でも秋草学園5ヵ年計画に関する実施報告や意見交換などを行う。

幼児教育学科では、非常勤講師に対しては年度当初に行われる教職員会において、また専任教員に対しては学科会等において、教育目標の更なる共有を図り、協働して学生教育にあたることとする。学生に対しても、年度当初のガイダンス等で教育目標をより具体的な形で周知できるようにする。また、卒業年次に「教職実践演習」等で教育目標を達成できたかどうか、各自振り返る機会を作る。GPA評価制度の活用について、各教員への周知徹底を図る。また全学的なIR推進室での学習成果の査定に関する検討結果を学科の行動計画にも反映させていくよう努める。学生が各自の学習成果を振り返る機会として、「教職実践演習」や「履修カルテ」を更に活用できるようにする。学外のFD研修等に多くの教員が参加できるよう支援する。授業の連携を図ることによって、互いにPDCAの共通理解を更に深める。学科会、各種作業部会の中で、教員同士がPDCAサイクルの検討を行う。

地域保育学科では、教育の目的・目標や学習成果の実現と向上にむけて、学科会を中心に常に継続した検討を重ねていく。また、平成29年度版の学生便覧に地域保育学科の教育の目的・目標をわかり易く記載する。学習の成果向上について具体策を講ずる。平成29年度中を目指して、地域保育学科としての教育の内容・充実に向けた学習成果の査定やPDCAサイクルの構築を図る。コンピュータについて利用技術の向上に関する場を設ける。

文化表現学科では、全学的な取り組みとして、アクティブ・ラーニングの推進とそのための環境整備としてのラーニングコモンズを構築する。また、「短大生基礎力演習」や「ゼミナール」などの機会を利用し、就労の意義や必要性などについて学生との個別面談やグループ面談を実施するとともに、学科会の継続検討項目として、「学習のカルテ」の充実と活用を位置付ける。さらに、平成29年度は、秋草学園5ヵ年計画の目標と自己点検・評価項目の類似性及び評価内容の相違などを確認し、次年度評価に向けての参考資料とする。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

なし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

幼児教育学科は、1) 社会人としての深い教養と保育者としての幅広い専門知識を身につけ、2) 柔軟な思考力と豊かな自己表現力を有していること等5項目と2年ないし3年以上本学科に在籍し、卒業要件修得単位数を取得していることを学位授与の方針として表明している。また、地域保育学科は、1) 保育者として必要な教養や専門的知識を身につけていること、2) 仕事やそれ以外の活動を通し社会貢献できる力を有していること等5項目と102単位以上を修得することを学位授与の方針として表明している。文化表現学科は、1) 文化への理解力、2) コミュニケーション能力、3) 向上心、4) 卒業要件修得単位数：2年以上本学科に在籍し、教養教育科目8単位以上、専門教育科目60単位以上（うち必修科目10単位）、合計68単位以上を修得することを学位授与の方針として表明している。学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

3学科の学位授与の方針は現在本学 Web ページ上で公開されており、何れも地域社会のニーズに応えた社会的に通用性があるものである。学位授与の方針は、教育課程の変更や関連する法令等の変更などに伴い必要な場合に点検作業を行っている。各学科の教育課程は、学位授与の方針に対応し体系的に編成している。授業科目の編成は各学科の学習成果に対応し、教育課程表に分かりやすく記載されており、学生の学習目標の認識に役立っている。成績評価は厳格に適用しており、教育の質を保証するものとなっている。

シラバスは、必要な項目について記載内容に過不足がないように統一されている。

3学科の教育課程は、資格審査の厳格な運用により、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

教育課程の見直しは定期的に行われ、教育課程の一部変更などが予定ないし実施されている。

入学支援については、3学科とも学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。幼児教育学科では、1)「子どもが好きで、保育者を目指して一生懸命努力する人」、2)「素直な気持ちをもち、常に子どもたちと寄り添いながら、ともに成長していくことができる人」を入学者受け入れの方針として掲げている。地域保育学科では、「子どもと保護者の気持ちを暖かく受け止め、自分自身も成長できる人。また、自他の人権を尊重し、教養とマナーを備えた人。」と学校案内に明示している。文化表現学科では、1) 社会との関わりを意識的に考えたり、実践しようとする意欲のある人 2) 自分のアイディアや主張を表現するいろいろな手法やスキルを積極的にチャレンジしようとする意欲をもっている人を受け入れるとしている。

各学科の教育課程の学習成果には、幼児教育・保育に関連する資格取得や司書の資格取得など具体性があり、実質的な価値がある。これらの学習成果は2年ないし3年で達成可能であり、資格取得者数や専門就職数などで測定可能である。

卒業生の進路先からの評価については、「幼稚園・保育所・施設訪問」の折に、求人依頼・採用のお礼とともに卒業生の様子を聴取している。その結果は報告書に記入し、キャリアセンターがファイルにまとめた後、回覧している。また、「幼稚園・保育所・施設懇談会」の機会に、園長やOGから、卒業生の勤務状況や本学への要望等について聞き取り調査を

行っている。さらに、企業への採用のお礼及び求人依頼の訪問や合同企業説明会の機会に、企業の人事担当者やOGから卒業生の勤務状況や本学への要望等について聞き取りとアンケートを行っている。これらの結果は、実習指導や就職指導などに活用されている。

各学科の教員は、シラバスに明示した学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を適正に評価しており、学習成果の状況を各種資格の取得状況や専門就職数などにより適切に把握している。また、教員は学生による授業評価を前期と後期に定期的に受けその結果を認識し、その結果に対するコメントを公開し、授業改善のために活用している。各教員は、授業内容について学科会や授業担当者間の打ち合わせなどでの意思の疎通、協力・調整を図っている。

事務職員は、各学科の学習成果の獲得に向け教員と協力し、部署ごとの責任を果たしており、その職務を通じて学習成果を認識している。また、所属部署の職務と各種委員会等を通じて学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。職員は、学外の研修などに積極的に参加し、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させており、学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。さらに職員は、学習成果の獲得支援に向けて学内ネットワーク上で業務支援ソフトと実習センターなどのデータベース等を有効に活用している。

図書館・情報センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行い、学生の図書館・情報センター等の利便性の向上に努めている。また、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

入学時や前後期の初めに学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を教務課と連携し、各学科の教員が行っている。学習成果の獲得に向けて、学生便覧、ガイダンス資料を作成して活用を図っている。各学科では学習成果の獲得に向けて、基礎学力の不足を解消するために学生に対し授業を行っている。また、教員はオフィスアワーやゼミ指導、クラス指導などにより学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行っている。文化表現学科では進度の早い学生や優秀学生に対して別課題や検定への積極的な挑戦を支援するなどの配慮をしている。

学生の生活支援のための教職員の組織を学生委員会、キャリアセンター等整備している。

学生委員会、学生課、部活顧問などが中心になり、クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動を行えるよう支援体制が整備されている。学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。下宿等が必要な学生に支援（あっせん等）を行っている。通学のための便宜（駐輪場・第二部学生のための駐車場の設置等）を図っている。学生支援機構などの奨学金申請の支援や学内奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。学生の健康管理、メンタルケア、ヘルスケアやカウンセリングのために、学生相談室や保健室を整えている。昼間の幼稚園、保育園、施設等でのアルバイトの紹介等、幼児教育学科第二部学生の生活支援と、幼稚園、保育園などでの補助作業を通じて、学内での学習や実習準備に役立てることができるような学習支援の体制を整えている。障害者の受け入れのため環境整備を可能な限り図るなど、障害者への支援体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して単位化する等積極的に評価している。

就職支援のための教職員の組織を就職指導員会、キャリアセンターとして整備し、活動している。就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を就職関連講座、公務員対策講座、秘書検定対策講座等で行っている。就職指導員会とキャリアセンターが中心となり、

学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
また、進学、留学に対する相談支援を行っている。

学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示しており、入試広報室が受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。多様な選抜を公正かつ正確に実施している。

入試広報室、教務課、各学科共同で入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念を根幹とし、現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者の養成を行っている。以下のような力や人間性を備えた者に対し短期大学士の学位を授与する。

- 1) 社会人としての深い教養と保育者としての幅広い専門知識を身につけていること。
- 2) 柔軟な思考力と豊かな自己表現力を有していること。
- 3) 他者を尊重できるコミュニケーションの力を身につけていること。
- 4) 子どもの最善の利益のために働くことができること。
- 5) 誠実で責任感が強く、社会人としての良識をわきまえた言動ができること。
- 6) 2年ないし3年以上本学科に在籍し、卒業要件修得単位数を取得していること。

幼児教育学科の学位授与の方針は明確なものであり、社会的に通用性のあるものと言える。学生にも理解しやすいものとなっているが、平成28年度の課題であった学科の学生への周知徹底は依然として不足している。

地域保育学科の保育者養成は、建学の理念のもと、子どもは地域社会で育成するという子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・技能を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある。以下のような力と人間性を身につけた者に対して短期大学士の学位を授与する。

- 1) 保育者として必要な教養や専門的知識を身につけていること。
- 2) 主体的に学ぶ力を身につけ、保育の質の向上、自己の資質向上に取り組めること。
- 3) 仕事やそれ以外の活動を通し社会貢献できる力を有していること。
- 4) 子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を優先できること。
- 5) 多様な問題に直面したとき、それを乗り越える精神的強さを有していること。
- 6) 所定の年限在籍し、所定の単位数を修得していること。

以上のように学位授与の方針について、学生便覧、ホームページ、学校案内等において表明し、学内外に周知を図っている。

保育者養成とする本学科の学位授与の方針は、地域社会のあり方、子育て支援の必要性という現代社会の中で、特に職業人として、また社会人として求められているものであり、毎年幼稚園教諭、保育士としての専門職としてほぼ100パーセント近い数値で就職していることから、社会的通用性はあると考える。学位授与の方針について学習の成果とあわせて定期的に点検している。

文化表現学科では、学生便覧等に学科の学位授与の方針を明示することで、学生の学習の到達目標に対する理解を深め、またホームページ上で内外にこれを公開し、周知を図っている。

本学科の学位授与の方針は以下のとおりである。

- 1) 文化への理解力：教養教育科目と専門教育科目に配当されている講義、演習、ゼミナール等の教科の履修を通じ、日本の伝統文化から現代文化、そして異文化へ関心をよせ、理解を深める姿勢の修得。
- 2) コミュニケーション能力：素直に人の主張や考えに耳を傾け、その内容を整理・理解

する力と、自分の思いや考えを適切にまとめ、表現する力を学内授業や学外授業、インターンシップ等を通じて修得。

3) 向上心：講義や演習を通じて修得した知識や技能の社会的評価や認定をすすんで求める姿勢と社会の新しい動きに関心を寄せ、絶えず向上心をもって新たな知識や技能の習得を目指す姿勢の修得。

4) 卒業要件修得単位数：2年以上本学科に在籍し、教養教育科目8単位以上、専門教育科目60単位以上（うち必修科目10単位）、合計68単位以上を修得する。

学位授与の方針の1)～3)は社会の求める教養人、職業人の基本的能力や心構えとして要求されているものを具体化したもので十分に社会的通用性を有している。また、学位授与の方針については、教育課程のあり方とともに定期的に学科会で点検している。

(b) 課題

幼児教育学科では、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に関して、今後他の二つのポリシー（カリキュラムポリシーとアドミッションポリシー）と整合性を図る必要があるため、平成29年度に向けての改定が課題である。また、新しい学位授与の方針の周知については、従来通りホームページその他で図ると共に、学科の学生たちへの周知徹底を課題としなければならない。

地域保育学科では、学位授与の方針については、学生必携である学生便覧に明示しているが、より周知を図るため適切な指導が必要である。

文化表現学科では、学生便覧への学位授与方針を含む3つのポリシーの明示に止まらず、履修指導の機会ごとにその周知徹底を図る必要がある。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科の教育課程は、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念と、「現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者の養成」という教育目標を達成するために編成されている。教養教育科目では、深い教養を身につけられるように編成を行っている。特に、若い女性として自分の身体や生命についての理解を深め、社会人としてのマナーや礼儀作法を身につけるための「教養演習」を必修の教養教育科目としている。専門教育科目としては、保育者としての幅広い専門知識や実践的な保育技術を身につけられるように科目の配置を行っている。さらに、専門教育科目を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を養い、自ら課題を見つけその解決方法を探り実践できる力を育て、他者を尊重できるコミュニケーションの力を育成する。成績評価は各科目の到達目標に基づいて厳格に適用されており、それぞれの科目のシラバスには必要事項がすべて明記されている。各科目の教員配置は専任・非常勤ともに業績や資格、実績に基づいて適切に行われている。学科単位での教育課程の見直しについては、平成25年度に行った。また、各教科内容についての見直しについても、各担当者間の連携を取りながら随時進められている。

地域保育学科の教育課程は、子どもは地域社会で育成するという子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・技能を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにあるとする学位授与の方針に沿うよう編成されている。幼稚園教諭免許、保育士資格を取得するためには必修教科が多数あり、3年間の教育課程の中にバランスよく配置している。また、子育て支援に必要とされる資格取得のための授業科目も、学生が履修し易いよう配置している。開設科目はすべてシラバス上に必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を示し、学生が受講する際参考となるようにしている。成績は4段階（1年生は5段階）で評価されるが、専門職としての社会的責任も重く厳格に適用している。評価は各期末の試験のみならず、各教科担当者は小テストやレポート、発表、作品、授業態度等総合的に評価し客観性・公平性を期している。担当教員の配置も、専門性や業績を重視し専門的知識や技術が得られるよう配慮している。さらに、本学科独自の授業科目を多数開設しており、学科の特色を活かした学習の場となっている。本学科の代表的な独自教科として「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「総合演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミナール）」、「地域子育て支援論」、「カウンセリング論」を始めとした心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。教育課程の見直しについては、保育や保育者養成に関わる法律や規則の改正を機に行っている。

文化表現学科では学位授与に必要な知識や能力を修得するために以下のように教育課程の編成を行っている。1）基礎的な社会と文化への理解：ひと、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につけるために教養教育科目を編成する。2）基礎から発展へ：短期大学生として必要な学びの姿勢、学びの方法から、効果的なコミュニケーション手法を修得できるように「短大生基礎力演習」を、そして、これを基礎に各自の興味と関心に合わせた専門的学習ができるように専門教育科目を、さらに発展した学習成果を実現できるようにゼミナールを配置する。3）多様な知識や技能の修得：専門教育科目は在学生の多様なニーズに応えられるように、文化・文学・図書系、映画・創作・マンガ系、情報・Web・デザイン系、ファッション・サービス系の4つの科目群を設定する。4）社会へ：専門教育科目の中に共通科目を設定し、キャリア・デザインをサポートする。また、実践的な資格の取得を目指し、図書館司書課程、医療事務資格課程、ウェブデザイン実務士課程、情報処理士課程を置く。授業科目の編成は学習成果に対応した専門領域群を核として、分かりやすく配置されている。成績評価は一定の教育の質の修得を前提に厳格に適用している。シラバスには学習成果とその獲得に必要な項目（到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示するようにしている。教員配置は専任教員、非常勤教員ともに資格・業績を基にした適切なものとなっている。

(b) 課題

幼児教育学科では、平成25年度より教養教育科目に基礎学力向上のための「基礎演習」を配置し、1年次の必修科目とした。しかしこの新設科目を単に入学後の基礎学力向上としてだけではなく、後に経験する各種「実習」に結びつく学力としても捉えて行く必要がある。「実習」に向かうための学力を更につけるためには、他の教科内容の見直しと担当者間の連携についてもより綿密に行う必要がある。また、学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行った結果、学習のプロセスを学生ひとり一人がよりよく理解し、確かな学力を積み上げていくことができるよう、「学びの順番の最適化」を図る必要が出てきた。

地域保育学科では、教育課程や教科の配当年次及び指導内容の見直しについて、学位授

与の方針や学習の成果に鑑みながら、社会や学生のニーズに応じた柔軟な対応が必要である。

文化表現学科では、キャリア支援科目の指導内容の充実を図ることが当面の課題である。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念と、「現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力とたしかな保育技術を備えた保育者の養成」という教育目的に基づいて、1)「子どもが好きで、保育者を目指して一生懸命努力する人」、2)「素直な気持ちを持ち、常に子どもたちと寄り添いながら、ともに成長していくことができる人」を入学者受け入れの方針として掲げている。さまざまな入試方法を用いて入学者選抜を行っているが、すべての試験形態において面接を必修としており、調査書や学科試験における入学前の学修成果の把握・評価のみならず、人物を重視する幼児教育学科の入学者受け入れの方針に適った入学者選抜を行っている。

平成 27 年度より A O 入学試験を導入したが、その後も入学者の入学後の動向を追跡し続けている。平成 28 年度は「自己アピール・自己表現」の力に着目した A O 入学試験を実施した。A O 特待入学試験ならびに A O 入学試験、指定校推薦により早期に入学を決定した者に対して、基礎学力向上のために 8 月中に入学前課題の提出を義務付け、添削の上返却した。また秋から、初心者を対象とした 10 回のピアノレッスンを行った。さらに、入学前教育の一環として、入学後の学習の心得や実習等について理解するため、1 月から 3 月にかけて計 3 回の集合教育を実施した。

地域保育学科では、学習成果にふさわしいアドミッション・ポリシーとして、「子どもと保護者の気持ちを暖かく受け止め、自分自身も成長できる人。また、自他の人権を尊重し、教養とマナーを備えた人。」と学校案内に明示している。選抜方法として、A O 特待入学試験（公立保育園への就職を目指す成績優秀者が対象）、A O 入学試験（保育士資格・幼稚園教諭 2 種免許の取得を目指し、さらに本学科で開設しているその他の資格取得に意欲があるもの）、推薦入学試験（指定校推薦、公募推薦、特別推薦）、一般入学試験、特別入学試験（海外帰国子女）を設けている。すべての選抜試験は、学科試験や調査書等の成績だけではなく、地域保育学科の入学者受け入れの方針に沿った人物を重視する入学者選抜の方法をとっている。A O 特待入学試験、A O 入学試験、各種推薦入学試験、A・B 日程での一般入学試験での入学決定者については、入学前教育として隔月登校によるピアノ練習及び読書感想文、国語・数学の基礎学力向上を図る課題を課している。なお入学決定時期に応じて登校回数並びに課題回数は相違する。入学前の学習成果の把握・評価については提出された調査書、ならびに学力、面接試験で行っている。

文化表現学科では、高校卒業程度の学力を有し、学科の学位授与の方針にふさわしい人を広く受け入れるために、以下のような入学者受け入れ方針とし、その内容の一部を入学案内等で公開している。1) 社会との関わりを意識的に考えたり、実践しようとする意欲のある人を受け入れる。2) 自分のアイデアや主張を表現するいろいろな手法やスキルを積極的にチャレンジしようとする意欲を持っている人を受け入れる。

入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価の基準となっており、また入学者選抜の方法においても重要な基準となっている。

早期入学決定者については、入学時までに関種の学習課題を与え、基礎学力の修得と入学準備の指導を行う。

(b) 課題

幼児教育学科では、AO特待入学試験及びAO入学試験による入学者の入学後の動向を、今後も継続して見ていく必要がある。また、「アドミッションポリシー」に関しては、従来よりも明確で、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーと整合性があるものにしていく課題が残されている。入学前教育のより一層の充実を図ることも課題である。

地域保育学科では、入学説明会やオープンキャンパスをはじめ各種入試説明会において、地域保育学科の入学者受け入れの方針をこれまで以上に訴えていく必要がある。また、入学試験別入学者の学生生活の様子や成績、学習意欲等のその後について検証し、入学者受け入れ方針の基礎資料とすることも課題である。

文化表現学科では現在も行っている添削指導と一部スクーリングを含む入学前指導を、在学生との交流などにも拡大して充実を図ることに加え、アドミッションポリシーをより具体化できるような内容に改善する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科の学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価及び定期試験の成績評価等の学内における評価のみならず、各実習先からの評価や、幼稚園教諭2種免許、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等によって行われている。幼児教育学科では、幼稚園教諭2種免許、保育士資格を取得し、将来保育者として現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、学習成果としては、個々の授業科目の単位を本学の規定通りに取得することは言うまでもなく、幼児教育学科における学習の集大成である保育所実習、施設実習、教育実習の各実習で、それまでの学習成果が発揮されている。学生たちが何をどこまで学習するのかについては具体的に明確にされており、各修業年限内に成果の獲得は可能である。また、学習成果を獲得した学生たちの多くは現場で保育者として働くことになるため、幼児教育学科の学習成果には実質的な価値があり、専門就職という点で学習成果は測定可能なものとなっている。平成28年度の課題であった、幼稚園教諭2種免許と保育士資格のうち、片方しか取得せずに卒業する学生の数を減らすことは、未だ改善されていない。

地域保育学科の学習成果の査定は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭2種免許、保育士資格、児童厚生2級指導員資格などの各種資格の取得状況とこれらの取得を活かした専門就職率等によって行われている。その他の資格として図書館司書、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター等があり必要な学びの後、試験等を受け合否判定が出るもの、授業時の学習

成果が資格認定に繋がるなど、一定の学習成果として資格取得が連動したものとなっている。学習成果としての資格取得人数は幼稚園教諭2種免許（89人）、保育士資格（90人）、児童厚生2級指導員（63人）、図書館司書（12人）、ピアヘルパー（42人）、レクリエーション・インストラクター（11人）、おもちゃインストラクター（43人）、それを活かした就職率（98%）と示すように社会的な価値として貢献している。

文化表現学科の学習成果の査定は、図書館司書資格、医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格などの取得や作品の制作など、具体的な成果物に対する評価として行われている。例えば、具体的な学習成果の一つとしての司書資格取得は、社会的にも認知された実的な価値をもつものであるが、必要な教科の単位修得、つまり学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっており、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能なものとなっている。また、社会的にその評価が定着している情報系や秘書系の検定への合格者も複数名おり、2級以上の資格取得により褒賞の対象となった学生が平成28年度も出ている。また、創作系科目における評価は、作品の完成度だけでなく多様な授業への取り組みによる評価が行われていることがシラバスでも確認できる。

（b）課題

幼児教育学科では、幼稚園教諭2種免許と保育士資格の二つを取得することが、社会的な要請として強まってきているが、幼児教育学科ではおよそ1割の学生が一つしか取得せずに卒業している。今後も引き続き免許取得辞退者を減らすことが課題として残る。

地域保育学科における学習成果は、就職状況や資格取得・単位取得等を数的な物差しで測ることが可能であるが、保育・教育の中で最も大切にされている心情・意欲・態度といった質の底上げが今後の課題である。様々な方策をとりながら成果を目指したい。

文化表現学科では、学習成果の査定を各種検定試験への挑戦とその成果としても行っているが、報奨金の対象資格の拡大などを通して一層の成果を図ることとする。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

（a）現状

学生の就職支援のために、「キャリアセンター」の専任職員4名と、各学科より選出された教員8名で組織する「就職指導委員会」が、学生の就職内定をめざして就職ガイダンス、就職支援講座等の企画、運営を行っている。平成28年度もキャリアセンターが中心となり、就職指導委員会で就職に関する問題を審議しながら、就職に関する様々な学生支援を行った。

卒業生の進路先からの情報収集については、平成27年度から継続して以下のような形で行われている。

幼児教育学科・地域保育学科は、6～7月にかけての「幼稚園・保育所・施設訪問」の折に、全教職員が約380園を訪れ、求人依頼・採用のお礼とともに卒業生の様子を聴取している。その結果は報告書に記入し、キャリアセンターがファイルにまとめた後、回覧している。

また、9月に60園以上が出席して開催された「幼稚園・保育所・施設懇談会」の機会に、園長やOGから、卒業生の勤務状況や本学への要望等について聞き取り調査を行っている。

文化表現学科では、2～3月にかけて企業約40社への採用のお礼及び求人依頼の訪問を行う。また、就職関連講座の中で、1月には企業から職種の違う2社が出席して行う職種研究会や、3月には8社が出席して行う合同企業説明会が行われている。このような機会に、企業の人事担当者からは職種や企業の説明、卒業生のOGからは職場での勤務状況や体験談をそれぞれ話してもらい、本学への要望等について聞き取りとアンケートを行っている。

在学生の就職意欲の向上に関する取り組みについては、幼児教育学科・地域保育学科では、公立保育士受験者の参考となるよう、平成28年度に所沢市・飯能市・立川市の公立保育士となった卒業生3名に、受験や保育現場での仕事などに関する講話をOG報告会として6月の公立保育士対策講座の中で行った。

(b) 課題

卒業生の進路先での評価と情報を更に継続して収集する。また、得た評価と情報が今以上に「学習成果の点検」に具体的に有効活用していくために必要となる、「収集方法・収集項目」と「フィードバックの方法」の再考が課題である。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

幼児教育学科の改善計画は、学位授与の方針を含めた3つのポリシーを学内外へ広く周知する。「基礎演習」や「保育内容」科目の学習成果が「実習」につながるよう、実習教科との連携を強化する。また専任教員、非常勤講師を問わず、関連教科担当者同士の連絡を密にし、学生の学びの順序（学修の過程）について共通理解を促す。また、AO特待入学試験及びAO入学試験による入学者の学習成果ならびに学生生活状況についての把握を引き続き行う。「アドミッションポリシー」の明確化を図る。さらに、平成28年度に続き、入学前教育の課題の精査ならびに、ピアノ講座のより一層の充実を図る。免許または資格のどちらかしか取得せずに卒業する学生への対策を今まで以上に講じる。

地域保育学科の学位授与の方針は、職業人として、また社会人としても求められているものであり、学内外に対して積極的に広報する。今後も学位授与の方針については、様々な観点から定期的に点検する。また、専任教員だけでなく非常勤教員も含めた授業の様子や実習・地域活動などの学外活動の状況について把握し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう、各教科及び隣接教科間における授業内容等についての見直しや調整を図り、効果的な授業展開できるように努めていく。さらに、入学者受け入れの方針をより明確に示すことは学生の入学後の勉学意欲向上につながり授業不適應を防ぐ意味でも必要なことであることから、入学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等において受験生に伝わるよう丁寧な説明を心がける。また、入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応しているかどうか、入学後の試験別入学者の学生生活の様子や成績、学習意欲等について調査する。豊かな感性と資質を持った保育者を養成するという学位授与の方針に基づいて、現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいっそう努める。また、より多くの資格を取得できるように支援していく。

文化表現学科では、履修指導のための補足資料などの作成、配布を行うとともに、キャリアセンターとの連携を図りつつ、キャリア支援科目の充実をとりわけ地域との連携を深めながら実施する。また「社会を知り」、「社会に育てられる」教育環境の構築を行う。入学者受け入れ指導体制を組織的に確立するとともに、入学前指導を充実させるために、学生ボランティアの募集を企画し、在学生との交流を図る。資格取得支援に関わる授業の担当者とのコミュニケーションを十分にとり、試験直前対策講座の開講を含め学習成果の達成を支援する。

キャリアセンターと就職指導委員会は、卒業生の進路先の情報収集について、今後も定期的に就職先や卒業生に聞き取りを実施していくが、聞き取りの方法・項目や内容に関してキャリアセンターと就職指導委員会にて協議を行い検討していく。また、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしていくが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても協議を行い検討していく。「合同企業説明会」や「就職関連講座」に含まれている「園長講演会」や「職種研究会」等において、現在それぞれの職場で活動している卒業生からの体験談を聞く機会を更に増やし、学生の就職への意欲が高まるよう更に努めていく。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科では、学位授与の方針に基づいて学習成果の獲得を支援するために、各教員は多様な方法を用いて指導を行い、学習成果の評価を行っている。学習成果をより具体的に把握するために、学期末の試験のみでなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出等多様な方法を取り入れており、学生に対する個別の指導や支援をきめ細かく行っている。

また、各教員は学期ごとに学生による授業評価を受け、その結果を認識して事後の授業改善に取り組んでいる。さらに、FD活動の一環で一定期間の授業公開が義務付けられており、自分の授業の反省や他の教員の授業からの学びを積極的に行っている。

各教員は、各自の授業における学習成果を認識しているのみならず、学科会や教授会を通じて、学生の学習成果の獲得状況を把握しており、学級指導教員を中心に履修や卒業に向けての指導も個別に行っている。

地域保育学科に所属する教員は、本学科における保育者養成理念と学位授与の方針を理解し、シラバス上に成績評価基準を明示し、教育の目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果を評価している。学習成果をより公正で客観的に把握するために、期末の試験のみではなく授業時のミニテスト、レポート、発表、作品提出、さらに授業への取り組み姿勢など様々な観点から評価している。

FD活動の一環として、教員は定期的に学生から授業評価を受け、その結果を参考にして修正し、より適切なものとして授業に活かしている。また、教員間において授業の相互参観も実施しており授業方法の改善に取り組んでいる。なお、それらは公開されている。

学生の学習成果獲得に向け、学科の教員は、必要に応じて互いの授業内容について情報交換ならびに協力調整を行っている。しかし、特に隣接教科、関係教科間での指導内容の確認・調整が十分になされているとは言い難い。

資格取得を目指し社会的責任の重い保育者を養成する学科であるため、各教員は学生に対して、きめ細かな指導を欠かせない。特に学級指導教員は学習面のみならず生活面にわたっての支援が必要となる。毎月の学科会では、学生の学習面・生活面について情報交換をする場を設けており支援に役立てている。

文化表現学科の教員は、学習成果の査定を適切に行うために、シラバスにおいて成績評価の基準を明示するとともに、評価項目のウェイトを学生に示している。期末の試験や課題、レポートの提出のほかに、授業時の小テストや、口頭での質問に対する回答にも留意し、学習指導と学習支援を行っている。また、授業時に、学生自身の学習状況を「ふりかえりの記録」に記入させ、学習課題の明確化と理解度の自己評価を実施している。学生個人の「学習のカルテ」を作成し、学生自身が自分の学習成果の到達状況を記録することで、自己成長の自覚を促している。学生による授業評価はFD推進委員会が指定した教科について定期的に受けており、その結果について各自が確認し、授業方法の改善等によりフィードバックを行っている。授業内容についての協力・調整等は、非常勤講師も含めて個別に行っている。また、クラス担任制や少人数でのゼミナール指導などを通じ、学生に対し

て履修及び卒業に至るまでの学習支援ならびに生活指導を個別に行っている。

実習委員会では、幼児教育学科及び地域保育学科の実習及び事前事後指導において、実習教科担当教員間の情報の共有や協力なくして、学生の抱える様々な問題に対処することはできないことから、常に実習教科担当教員が、幼稚園・保育所・施設実習それぞれの事前事後指導の授業に責任を持ち、相互の意思の疎通を図る体制作りをしている。

また、実習教科担当教員は、実習に関するより多くの情報や状況、内容等をいかにわかりやすく学生に伝えるか、また学生の状況に応じた担当教員の配置、授業内容の検討についても頻繁に相談をしながら対応をしている。

実習や授業に関する事務的な業務については、教科担当教員と実習指導センターとの密接な連携のもとスムーズに行われている。連絡を常に意識し、迅速な対応ができるよう配慮をしている。

実習委員会においては、幼児教育学科及び地域保育学科それぞれの実習のやり方を尊重し、対話を重視した活動を行い、実習に関する様々な問題に対処しつつ、本学として統一のとれた実習のあり方を調整している。

さらに実習園との意思の疎通を図ることや実習への協力を仰ぐため、実習委員会が主催して年一回「実習連絡会」を行っている。実習先である幼稚園・保育所・施設が集まっての全体会及び各施設での分科会が、実習園と本学にとって有意義なものになるよう内容を検討し、実施している。

短大事務部では、事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に様々な業務を通して貢献している。学生の入学目的は、卒業、資格取得、資格を活かした就職等であるが、すべての学生が目的を達成して卒業できるように履修指導、就職指導等の学生支援を行っている。

例えば、教務課職員は、入学直後のオリエンテーションにおいて学習や科目選択のためのガイダンスを行っている。パワーポイントを使用して、学生にとってよりわかりやすい説明を行っている。その内容は、卒業と資格取得の要件、教科履修計画及び履修の方法などである。教育実習、保育実習を実施する学科においては、実習の概要についても説明を行っている。また、在学生には、学年の終わりに次年度の科目履修についてのガイダンスを行っている。このほか事務室では、常時職員が相談に来た学生を個別に指導している。本学では、履修登録を学生が Web 上で行っており、登録の際には教職員が立ち会い、質問等に応じている。選択科目については、1 回目の授業を受けた後、登録の変更が可能である。欠席の多い学生、履修登録を忘れている学生など問題のある学生については、関係する学科、教員に連絡するとともに、必要に応じて職員自らも指導に当たっている。このように教務課職員は、学生からの相談相手になるとともに、学科や教員との連絡調整役となり、学生への学習支援を通して学習成果の獲得に貢献している。

教育実習、保育実習等の実習教育を支援する実習指導センターの職員は、実習先と担当教員との連絡調整、学生からの相談対応、実習調査書等書類の作成、整理などの業務を通して、幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士資格の取得という学習成果の獲得に貢献している。

企業、幼稚園、保育園等への就職を支援するキャリアセンター職員は、企業志望者には 1 年生に週 1 コマ、また幼稚園・保育園等志望者には卒業年次前期に週 2 コマの就職関連講座を実施し、その中で自己分析、マナー、履歴書の書き方、小論文・面接対策等の指導を行っている。その他一般常識試験対策として約 20 コマの筆記試験対策集中講座や公立保育士志望者を対象とした特別講座に関する業務などを行い、就職という学習成果の獲得に

貢献している。

学生課の職員は、例えば奨学金業務を通じて学生の経済的支援を行い、また保健業務を通じて学生の健康を管理することなどにより、間接的に学習成果の獲得に貢献している。

図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選考、図書に関する相談の受付などを通じて、また情報センターの職員は、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献している。

また、事務職員は、学生便覧、講義要項の作成、履修登録、成績の処理、各資格申請手続き、実習園からの評価、就職状況などを通して、各学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。

学生支援の職務を充実させるSD活動については、近年まで組織的に行われることはなかった。研修成果は公表されることにより職員の資質向上、職務能力の開発に供されることになるが、一堂に会しての研修会参加者による報告も行われてこなかった。しかし、平成25年4月SD研修に関する規程が施行されたことにより、平成26年度からは基本的に課単位で研修計画が立案、実施され、指定された様式による報告書が提出された。その内容は、学外で開催された研修会への参加報告、パソコン研修などである。また、規程では、自己啓発のための研修についても規定され、研修結果の報告、課程の修了または資格の取得等を条件として、学園が研修経費の一部を補助することになっている。平成28年度は、MOS検定講座、進路アドバイザー検定講座の受講の申し出があった。このようなSD活動を通して、直接的、間接的に学生支援の職務の充実を図っている。

図書館は司書を中心に選書やレファレンス・サービスを通じ、学習支援としての資料や情報提供のサービスを行っている。図書館は専任職員2名（うち1名が司書）、嘱託職員2名（司書）、非常勤職員2名を配置し、図書館サービスを行っている。情報検索システムとAV利用環境の更新により利便性が上がり、学生の利用頻度も高まっている。開館時間は、夜間部学生の利用を前提に日曜、休祭日以外の9時より21時10分となっている。また、本学には司書課程をもつ学科が2学科あり、情報サービス演習などの演習科目の実習場所としても図書館は活用されている。また、幼児保育系の学生の実習時期には利便性を図るため、長期貸し出しを実施している。蔵書構築については「学習図書館」としての位置付けから、司書による選書のほか各学科の意見や希望などを参考に選書を行っている。平成28年度より、OPACシステムを導入して図書館外からも蔵書検索が可能になるよう改善を行い、学習支援の向上に努めている。

図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選考、図書に関する相談の受付などを通じて学習成果の獲得に貢献している。

情報センターは、情報教育に関わる授業でのアシスタント業務と教育用、学校事務用のそれぞれの端末についてのヘルプサービス及び学内Webと公開Web双方についての運用支援を行い、学生への支援及び教職員への技術支援を通じ、直接、間接両面で学習支援を効果的に実施している。情報センターはセンター長、スタッフ2名で情報活用支援サービスを行っている。日常業務は2名のスタッフが行っており、センター長は情報基盤整備に関わる業務やセンター業務の統括を行っている。平成26年度に更新作業をすすめ、新たなシステムの下で3年目の運用を行っている。より安全で、よりシンプルな情報機器の利用環境を実現するとともに、学内無線LAN網のブラッシュアップと相まって、学生や教職員にとって一段と利用しやすいIT環境が整備され、その運用検証作業を同時に実施して

きた。また情報センターの職員は、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献している。

幼児教育学科では、近年は、コンピュータ利用技術に精通した教員が増えてきているので、その技術を各自授業や学生支援の際に積極的に活用している。

地域保育学科の教員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、必要性に応じてコンピュータを活用している。

文化表現学科の教員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、学生への配布資料の作成やプレゼンテーションのためのスライドの作成、課題の通知や提出にメールや SNS を利用するなど、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(b) 課題

保育者養成課程である幼児教育学科の教科目は、科目間での内容に重複があるために、担当者間での連携・調整が不可欠である。専任教員間での連携等は比較的スムーズに行うことができるが、非常勤講師が担当する科目との連携・調整については、機会が限られているために、不十分な面がある点は、前年度に続き課題として残っている。

地域保育学科における保育者養成のための授業は、異なる授業であっても内容が重複されたり漏れたりする場合がある。学生が不利益を受けたり混乱することのないよう授業担当者間での調整が課題である。

また、学科教員には学生が円滑に履修し、卒業に至るよう一層の連携、情報の共有化等が必要とされる。

文化表現学科では、「ふりかえりの記録」と「学習のカルテ」の活用、FD研修への取り組みが、教員個々のレベルでの対応にとどまっている。また、個々の授業の到達目標は明確であるが、学科の学習成果については非常勤講師を含め、その理解と共有の検討を重ねる必要がある。

実習教科担当と実習指導センターは、一体となって実習体制を全力で支えている。しかし、実習開始前から終了後までの間に、様々な問題が起こる。学生一人ひとりが抱えている個人的な問題や学校生活の状況等の情報交換を通して、実習教科担当以外の教員の実習に対する理解と協力がさらに必要となる。

また、実習連絡会をより充実した、意義のあるものにしていくために、実習委員会での検討や教科担当同士での内容検討をしっかりと行う必要がある。さらに、他の部署の教職員にも実習連絡会を周知し、協力してもらうことも必要である。

事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に貢献しているが、より効果的な貢献方法はないか、例えば、学生にとってよりわかりやすい履修指導の方法、学生便覧の記載内容や学生からの相談への対応など常に検証することが重要である。

SD研修については、自己啓発のための研修活動が活発ではない。また、研修結果がその後の業務にどのように反映されているか、検証されていない。

学園ホームページ上の図書館情報は、平成 29 年 1 月より掲載することができた。更にその内容を充実させて、学習支援の向上を図ることが課題である。

情報センターのスタッフによる授業支援のアシスタント業務とヘルプデスクとしてのサービスは、人的、時間的に分割割り当てがされていないために、十分な対応ができないことが多いばかりか、明らかにスタッフの人数を超えた仕事量が発生する場合もある。スタ

ップの勤務態様の周知を図り、対応可能時間のミスマッチを解消する工夫を講じてきたが、なお、改善が必要である。平成 28 年度も教職員から I T 講習等の受講希望は出されていないが、学内の情報機器の利用に関する感想や希望の把握も必要である。

幼児教育学科では、一部の教員にコンピュータ利用に関して不得手な者もいるので、必要十分な利用技術の習得が望まれる。

地域保育学科では、コンピュータの利用に際して教員ごとの得手不得手等の個人差も認められる。

文化表現学科では、コンピュータ利用技術の向上のための教員間での授業参観や情報交換を行う機会が設けられていない。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。〕

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

新入生向けオリエンテーションは入学後 2 日間（幼児教育学科第二部は 3 日間）にわたり実施している。全体会では、学長講話から始まり、特に「学生便覧」を基に本学の建学の理念、目的、教育目標、教育方針について説明を行っている。その後は各学科に分かれ該当学科の「三つの方針と学習成果」について説明。続いて、教科履修計画表と時間割表を基に、卒業及び資格取得要件の履修や登録方法等について、教務課員がガイダンスを担当している。また、本学では学級指導教員制をとっており、オリエンテーション期間中の指導時間やオフィスアワーを活用して、学習の方法や単位履修、成績についての個別指導、助言を行っている。平成 28 年度入学生からは、半期終了時点でその期の GPA 値が 2.0 未満の学生に対し、学級指導教員による個別指導を行うことが、教務委員会において承認され、実施されている。また、卒業延期生、進級停止者に対する個別指導を必要とする学生には、教職員が連携をとりながら学習面や生活面についての支援を行っている。更に、後期授業終了後に再度オリエンテーションを実施し、学習成果の獲得に向けたきめ細やかな指導体制をとっている。

「シラバス」は教科担当者が作成した原稿を、学科長及び教務委員会委員の第三者による内容精査を経たのちに学園ホームページ上に公開している。授業の内容及び到達目標・授業計画・授業に対する予習、復習・成績評価の方法・教科書・参考文献・注意事項について明示しており、随時閲覧して受講前後に活用できるようになっている。

幼児教育学科では、平成 25 年度より教養教育科目に基礎学力向上のための「基礎演習」を 1 年次学生の必修科目として新設し、その中で語彙力・文章力、数的理解、コミュニケーション力向上のためのカリキュラムが組まれている。また学習上の困難を抱える学生については、上記科目以外にも個別に指導を行い、学習成果の獲得に向けての対応を行っている。特に実習指導に関しては、授業時間についても保育者養成課程の規定の 1.5 倍程度の時間を割り、それ以外にも実習の準備の整わない学生や事後の徹底した指導の必要な学生に対しては、各担当教員が個別指導に相当の時間を費やしている。

また、ピアノのレッスン内容等、一定の実技科目等には個別課題を課し、習熟度別の学生対応を行っている。

地域保育学科では、入学後のスムーズな学習成果の獲得に向けた準備のために、AO入学試験、推薦入学試験（指定校推薦、公募推薦、特別推薦）、一般入学試験による入学決定者に対して、ピアノ練習と国語・数学の基礎的学力確認及び読書感想文等の課題を入学前に課している。学科の基本的な学び方を示す「地域保育基礎講座」では、大学での学び方、図書館利用、レポート・論文の書き方指導、レジュメ作成や発表方法などの指導を行っている。さらに、より主体的に学び、学習成果が得られるようにグループ研究発表や科学博物館、国際子ども図書館及び多摩六都科学館等の校外学習や学外講師による講演の機会を設けた。

地域保育学科の学生は、通常の授業や実習の中で自分の考えや指導案、記録等を文章としてまとめ書く力が必要とされている。そのため国語に関しての学力向上を図っていかなければならないが、現状では十分ではない。各教科においても基礎学力が不足する学生に対して、組織的な補習等は行っていない。学習成果の獲得に向けて丁寧な指導を心がけているが、基礎学力不足や学習上の悩み解決に向けての対策や工夫が求められる。なお進度の早い学生や優秀学生には、時間外を使つてのボランティア活動への積極参加や学習の成果をさらに深めるサゼスションとともに、学内活動のリーダーとなるよう励まし支援している。

地域保育学科では各学年2学級で編成されており、各学級には学級指導教員がおかれている。学生の生活や学習の様子に目を配り、必要に応じて指導・助言や家庭連絡するなど、成果の獲得に向けた支援している。学生の相談には学級指導教員以外にもゼミ担当教員やオフィスアワー等を利用してすべての教員が学生の相談に応じている。さらに、学科会において学生の動向を議題として取り上げ、情報の共有化を図り、指導の手がかりとしている。

文化表現学科の教員は、「短大生基礎力演習」における国語、数学、社会を主とした基礎学力チェックテストの結果をもとに、問題のある学生には個別指導をする機会を設けている。また、情報処理に関連する科目では能力別のクラス編成を行い、進度の遅い学生、進度の速い学生双方に配慮した指導を実施している（「情報処理演習」、「文書処理演習」、「表計算演習」など）。進度や技能が上位の学生には、積極的に資格取得や検定試験の受験を勧め、おおむね2級以上の上級資格取得者には検定料等を褒賞金として給付している。平成28年度ものべ人数で20名を超える給付者がおり、大きな成果を上げている。国際的なコミュニケーション能力の向上のため、教養教育科目の中に英会話のほかに中国語、韓国語会話を設け、前後期の2期開講、各期週2回、30時間の演習授業を行って理解の遅い学生にも配慮している。また、専任教員はオフィスアワーを週に1コマ設定し、研究室で学習や進路、その他の支援を行っている。

また、カリキュラムマップを学生への履修指導に活用する。

実習委員会では、「実習の手引き」を学生の実習支援のための資料として配布し、実習の事前事後指導の授業で、これに基づいた丁寧な指導を行っている。平成28年度には、「実習の手引き」に「個人情報保護に関する事例集」を新たに追加し、実習園に提出する「個人情報保護に関する誓約書」を作成するなど、より細やかな実習指導になるよう改善を図っている。

また、学生支援の一環として、年一回幼児教育学科及び地域保育学科で「実習報告会」を行っており、実習に行ってきた学生たちが、これから実習に向かう学生たちに、自らの貴重な体験を語り伝えることによって、職業教育の一環として重要な機会となっている。

また、実習教科担当は、学生の学習上の悩みや実習に関する相談に応じ、適切な指導助

言を行う体制を整備している。特に問題を抱えている学生に対しては、何度も面談を行うなどきめ細かな指導を行い、実習をやり遂げることができるよう支援する。実習教科担当教員の連携を大切にし、情報交換を心がけている。

(b) 課題

教務課では、オリエンテーション等において学生便覧に記載されている教科履修計画や卒業及び資格取得要件の履修・登録方法等について説明を行っているが、学生への周知徹底に課題がある。履修ミスを防ぐためにも改善が求められる。

幼児教育学科では、優秀学生と学習上の困難を抱える学生との間に習熟度格差があるため、実習やピアノ等実技科目以外においても、習熟度別の学習支援対応策を講じる必要があることの課題は、依然として残る。

また、実習指導における個別指導に関して、学生に関わる問題も増加しているため担当教員の負担が非常に大きくなっていることから、実習指導体制を改善しなければならない。

地域保育学科では、資格取得や将来の職業と直結する分野であるため、特に国語力、文章表現力を中心とした基礎学力の向上が求められる。

文化表現学科では、授業時間割編成上の事情もあってか、外国語会話の履修者数が少ない。非常勤講師の出講日時の希望から調整が難しいのが現状であるが、開講時期の絞り込みなども検討の必要がある。

学生数が比較的多い幼児教育学科では、幼稚園・保育所・施設実習それぞれ2名の専任教員が実習教科を担当している。しかし、実習教科担当の業務は、学生への実習の事前事後の指導、学生及び巡回指導教員の実習園配当、成績評価、実習園対応など多岐に及ぶ。十分な学生指導を行うための教員数と時間の確保が必要となる。

さらに、近年、学生の目的意識の希薄化、学習意欲の低下、社会人としてのマナーの低下及び文章能力や自己表現力の不足など、授業や実習において気になることが多く、こうした点について実習園から指摘を受けることもしばしばある。保育技術の習得以前の指導が求められている。

実習に行く直前、あるいは実習開始後に実習辞退を希望する学生も毎回若干名いる。その対応も課題である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

学生の生活支援については、各学科より選出された教員8名と学生課職員4名で構成された学生委員会がその任にあたっている。学生委員会では、①学生の生活指導②学友会活動の育成、指導③学園祭、新入生研修交流旅行、球技大会等の指導④学生の育英奨学に関すること⑤入学式、卒業式等の指導に関すること⑥学内の環境整備、保健衛生、消防訓練等に関することなどについて協議、運営をしており、その職務は非常に多岐にわたっている。

学友会の運営については、各学科から選出された学友会役員21名が中心となって活動し

ている。その企画から運営にあたっては「学生が主体的」に活動できるよう、教職員が学生とコミュニケーションを密に図り、きめ細やかな指導、助言を行い支援に取り組んでいる。学友会各種委員会では、学級委員・体育委員・生活委員・保健委員・選挙管理委員・秋草祭実行委員・卒業パーティー&アルバム委員が設けられて、各委員の役割に沿って、学級活動や授業の補佐、学園祭をはじめ学校行事等の運営や取りまとめを行っている。

学友会部活動では、バスケットボール部他スポーツ系 7 団体、キッズクラフトクラブ他文化系 10 団体が、教職員の顧問指導のもと活動を行っている。

学生のキャンパス・アメニティについては、学生食堂はカフェテリア形式で約 220 席を設けている。外部委託業者が授業日の 11 時 30 分～13 時 30 分まで、日替わりランチ定食等 10 種類程度メニューを提供している。その他設備として、飲料・カップ麺・パンの自動販売機 7 台・給湯茶機 1 台・電子レンジ 2 台・大型テレビ 1 台が設置されている。学生食堂に隣接した売店では、文房具・弁当・菓子類などを扱っており、営業時間帯は 10 時 30 分～19 時 40 分となっている。また、3 階「フレンド」（学生談話室）には、開放的な空間として屋外に 59 席と飲料自動販売機 2 台が設けられ、学生同士の交流の場として活用されている。

学生寮は設置されていないため、宿舎が必要な学生には本学指定業者を紹介して斡旋を行っている。通学のための支援として、駐輪場（約 150 台収納）及び駐車場（20 台収納）を設置している。特に駐車場利用については、幼児教育学科第二部の学生で本学所定の「自動車通学許可申請書」を提出し、学生委員会で承認された者のみを対象に貸出している。

学生への経済的支援として、「秋草学園奨学金規程」に基づき、学業、人物ともに優秀であるにもかかわらず、経済的事由によって修学困難な者に対し、奨学金を貸与している。

その返還方法及び期限は、無利息とし本学を卒業した月の翌月から起算して 6 か月を経過した後 7 年以内に返還しなければならないとなっている。

日本学生支援機構奨学金制度の、平成 28 年度採用状況は次表のとおりである。

平成 28 年度日本学生支援機構奨学金採用状況表

学科	学年	一種	二種	一、二種 併用	その他 奨学金	計
幼児教育学科第一部	1	16	39	1	0	56
	2	27	37	3	0	67
地域保育学科	1	6	19	3	0	28
	2	9	23	2	0	34
	3	8	28	3	0	39
文化表現学科	1	5	9	4	0	18
	2	7	9	0	0	16
昼間部計		78	164	16	0	258
幼児教育学科第二部	1	9	23	2	1	35
	2	6	16	0	2	24
	3	9	31	1	1	42
夜間部計		24	70	3	4	101

専攻科	1・2	1	3	0	0	4
総 合 計		103	237	19	4	363

学生の健康管理については、月曜日～土曜日の幼児教育学科第二部学生の下校時 21 時 20 分まで、看護師（嘱託職員 1 名と派遣看護師）を輪番制で保健室に配置して対応している。また、毎月、保健室利用状況（利用数・症状・処置等）を全教職員に報告し、「保健だより」も発行し健康管理や感染症などの予防等について、学生のケア・周知に努めている。

学生相談室には、週 2 回（月曜日：14:00～20:00、木曜日 12:30～17:00）専門の女性カウンセラーを 1 名配置し、学生生活を送る中での不安、悩み、健康等について相談役となり支援を行っている。セクシュアル・ハラスメントの防止については学内で規程が整備されており、学生にはチラシを配布して周知している。また、最近起こっている事故や凶悪な犯罪、インフルエンザ等の感染症の発生、自然災害や気象状況の急変等についても、チラシの配布やポスターの学内掲示を行い、防犯予防の周知徹底をしている。

学生生活全般に関しては、新入生を対象に 6 月に「学生生活アンケート」を、全学生を対象に 1 月に「学生生活満足度調査」をそれぞれ実施し、学生の意見や要望を聴取することに努めている。

社会人学生の学習を支援する体制として、幼児教育学科第二部（夜間部 3 年課程））入学定員 100 人を設置している。授業は月曜日～土曜日、一日 2 コマ（第 1 時限：18:00～19:30、第 2 時限：19:40～21:10）開講している。昼間は幼稚園・保育園・施設等で働きながら卒業及び資格取得を目指す学生への支援を、教務課とキャリアセンターが連携をとってとり組んでいる。

障害者受け入れのための設備は、エレベーターと車椅子用リフト、トイレを備えているが、平成 28 年度の課題となっていた障害者向けトイレ設備増設に向けての動きはない。留学生及び長期履修生の受け入れについても、実績がなく検討もされていない。

学生の社会的活動については、「駅ボランティア体験会」と称して、地域保育学科と文化表現学科の学生約 90 名が参加して、所沢市・所沢市社会福祉協議会・西武鉄道の協力を得て、車椅子利用者や視聴覚障害の基本的なサポート方法について体験し知識を修得している（平成 28 年 11 月 5 日実施）。受講者には「駅ボランティア証」が西武鉄道より交付されている。「所沢市民フェスティバル」や「野老澤町造商店（サンタをさがせ）」への学生派遣なども毎年継続して行っている。その他、地域から寄せられるボランティア募集については、学内に専用掲示板を設け学生に情報提供をしている。様々な課外活動に参加することで、地域の人々と積極的に関わり将来社会人として立つべき幅広い経験を体得している。

(b) 課題

日本学生支援機構奨学生の奨学金の延滞率が全国平均より高い状況にあるため、その対応策を検討する必要がある。

障害者受け入れのためのトイレ設備が、一か所のみとなっている。5 階建の施設なので増設を検討することが求められる。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

キャリアセンターには、学生が使用できるパソコン4台、コピー機1台、テーブル9台、椅子21脚と職員用のコピー機1台、ファックス1台の機器備品等が備えてある。

平成28年度から求人票掲示の壁面スペースを極力確保するようにキャリアセンター室内のレイアウトを変更した。また、4名の専任職員がそれぞれ4名の学生と同時に対面し対応できるカウンターテーブル4台を設置した。

求人票については、届きしだい壁面に掲示するとともに、過去3年分の「求人票ファイル」、「内定報告書」及び1,500園以上の「園別ファイル」を閲覧棚に収めてあり、常時閲覧できるようにしてある。

本学学生の就職希望先は、文化表現学科は主に一般企業、幼児教育学科と地域保育学科は幼稚園・保育所・施設等である。一般企業志望者には1年次より週1コマ、幼稚園・保育所・施設志望者には卒業年次前期に週2コマをそれぞれ「就職関連講座」として時間割に組み込み、自己分析・マナー・履歴書の書き方・小論文・面接対策等を行っている。なお、就職関連講座では、就職支援を専門とする外部講師を招聘している。

平成28年度から文化表現学科では、在学生（1年生）に対して9月から始まる就職関連講座の周知と出席率の向上を図るため、7月に就職関連講座のオリエンテーションを行い、夏休みの宿題として就職活動の動機づけを目的とした課題を出した。また、9月に保護者の方を対象に現在の就職環境の状況と子女の就職支援の理解を深めてもらうことを目的とした保護者向けの就職活動説明会を開催した。

春季休業中には、一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座を行っている。また、公立保育士志望者には、公務員合格を目標に掲げ、別途講座を設けている。

就職状況については、幼児教育学科第一部は99%、幼児教育学科第二部は98%、地域保育学科は98%、専攻科は100%、文化表現学科は88%、全学科での就職内定率は97%である。

幼児教育学科・地域保育学科・専攻科の学生は、資格を生かして幼稚園に25%（82名）保育所に57%（190名）、施設に7%（22名）就職している。一般企業にも9%（30名）が就職している。

文化表現学科の学生は、一般企業に事務職・販売職として30名が就職している。また、未内定のまま卒業した学生に対しては、卒業後も就職支援を行っている。

これらの就職状況については、各学科のクラスごとに「就職先一覧表」を作成し、教員に配付している。また、就職関連講座の中で、就職先を順次学生にも伝えて就職意識の高揚を図っている。

進学、留学については、他大学からの「編入一覧」等を掲示し、希望者が出た際に個別指導を行っている。平成28年度の進学は、四大編入1名、本学専攻科10名であった。

なお、キャリアセンターでは、幼児教育学科第二部の勤労学生の希望者に対し、昼間の保育所や幼稚園でのアルバイトを紹介している。

実習指導センター等関係部署とキャリアセンターの情報共有は改善されつつある。在学生については、実習の中止や辞退をした学生に関する情報を実習指導センターから受け取り、就職活動のトラブルを未然に防ぐため、一人ひとりの学生の状況を把握したうえで円

滑な就職活動に活かすよう努めている。

(b) 課題

保育所の新園増設や保育業界の若手人材不足から、幼稚園・保育所・施設からの受領求人票件数は増加している。平成 28 年度は 1,146 件（前年度 1,057 件）であった。求人の増加傾向は今後数年続くと考えられるため、求人先（とくに幼稚園）からの要望数に応えられない場合の対応が引き続き課題である。

また、幼稚園からの求人は増加しているにも関わらず、幼稚園教諭免許状の取得を辞退する学生、幼稚園を就職先を選ばない学生が増加している。なお、ごく少数ではあるが内定後に授業欠席等の理由で取得単位数が不足していることが発覚し卒業できなくなる学生がいる。そうした事態が起きないように関係部署と情報を共有することが平成 26 年度の課題に挙げられた。その後教務課と連携を図り、学生に関する情報共有は改善されてきているが、内定後に滞納していた学費が未納のままとなり卒業が出来ない学生についての対応が、いまだ不十分で課題である。

本学では実習を優先するため、実習中の就職活動を学生に禁止している。しかし、実習中に就職活動に関する問題が起きた場合、キャリアセンターと実習指導センターとが統一のとれた相談手順を明確にする必要があった。この問題について、平成 27 年度から実習指導センターと協議のうえ、学生に理解しやすい説明プリントを作り、実習の事前事後指導の授業や就職関連講座で配布し、周知徹底したため大幅に改善されたが、平成 29 年度においても引き続き課題である。

なお、内定後の就職辞退者を減らすために、幼児教育学科及び地域保育学科の学生の就職活動のピーク時における実習中断及び辞退者（免許取得不能となった者）の情報収集が引き続き課題である。

企業からの受領求人件数については、近年インターネットでの求人が主流であることから減少し続けていたがやや持ち直してきた（平成 28 年度 164 件・平成 27 年度 162 件）。今後ともこれまでの実績企業と新規企業の開拓により、企業からの受領求人件数増を図る必要がある。また、文化表現学科の学生が希望する一般事務や医療事務、図書館司書などの求人件数が少ないことも課題である。

文化表現学科には、独りで行動ができない、人と話すことが苦手という消極的な性格の学生が比較的多い。また、卒業後の進路に迷いがあり就職に向かう意欲の低下も見受けられる。

全学科において、求人先から社会人としての一般常識やマナーを知らない、コミュニケーション能力が低下している、と指摘される学生が増加している。これらの能力の向上が今後の課題といえる。

また幼稚園や保育所からは、学生に対してピアノの演奏技術の向上が求められることが多い。そうした要求に応える実力を学生が身につけることが必要である。

平成 28 年度においてキャリアセンターのレイアウトを変更し、求人票掲示のスペースの改善を実現したが、これからは紙ベースの求人票処理から求人票の電子化を検討する必要がある。

〔区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の学生募集では、大学案内や学生募集要項にアドミッションポリシーに基づく「教育目標と学生に求められる要件」を分かりやすい言葉で明確に示している。

受験に関する日常的な問い合わせについては、入試広報室が対応しており、オープンキャンパスなどの機会には、各学科の教員で構成する入学者選抜試験委員会委員に加え、各学科長と職員を交えた多くのスタッフが個別相談に応じることで、入学希望者個々の質問、希望に対応することができている。

入学試験に関する広報ならびに入学試験業務は主に入試広報室が担当しており、入学者の選抜方法については入学者選抜試験委員会が検討し、教授会の審議を経ることで全学的な視点から検討し実施している。学力試験に加え面接試験の結果なども点数化することで、評価基準の明確化を図っている。入学試験に関しては、受験生の多くがAO及び推薦入学試験で受験するため、各学科で選抜方法に応じた選抜基準を検討し、面接者に謂れのない不利益が生じないように、またアドミッションポリシーに沿った受験生の能力を見極めることを重視して取り組んでいる。

広報については、入試広報室と入学者選抜試験委員会が協同して、広報に関する内容（募集要項等の作成からオープンキャンパス・高校訪問等）について協議し、検討する体制が整っている。募集事務は入試広報室が行っている。またスマートフォンでの資料請求者が増えてきているため、前年に引き続きスマートフォン対策とリスティング・リマーケティング広告を重視するようにしている。

入学手続者に対して、入学までの期間に各学科が入学前教育を実施している。入学後のオリエンテーション、新入生交流研修旅行を通して学習態度の涵養と学生相互の仲間づくり及び学生と教員との関係づくりの機会を設けている。

文化表現学科では、コミュニケーション能力アップのために「まいまいプログラム (My Mind Up)」を取り入れ、ボランティアやインターンシップの参加者増に結びつくようにした。また、動画を多く取り入れ魅力ある短期大学のイメージづくりをした。

今まで自己推薦入試は幼児教育学科第二部と文化表現学科だったが、平成30年度入学試験から、全学科自己推薦入試が出来るようにした。また、経済的に困難な学生が増加しているため、外部からの奨学金を導入することとした。

(b) 課題

平成29年度入学試験の結果が、文化表現学科の入学定員充足率75%、幼児教育学科第二部の入学定員充足率78%、地域保育学科の入学定員充足率43%という現状を鑑み、入学定員の充足が今後の課題と考えている。

また、文化表現学科ではコミュニケーション力不足の学生が多いため、さらなるコミュニケーション力アップ対策が重要課題である。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

幼児教育学科では、専任教員間のみならず、非常勤講師が担当する科目も含めての連携・調

整が必要である。コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対して、技術の習得を促す。進度の早い学生や優秀学生に対して、また、学習上の困難を抱える学生それぞれに各教科で積極的な学習支援対応策を実施できるようにする。また、教科担当教員に過重負担となっている実習の個別指導に関して、できるだけ多くの教員が関われるよう環境の整備をする。

地域保育学科では、学習成果の獲得に向け課題を認識しているが、改善するための機会を十分に持っているとは言えない。特に顔を合わせる機会の少ない非常勤講師を含めた全教員間で意思の疎通を図って調整や協力に努めたい。また、学科教員には学生が円滑に履修し、卒業に至るようさらなる連携、情報の共有化等を図る。教員は、コンピュータについて必要とされる利用技術の向上を図る。国語を中心とした課題への取り組みは勿論であるが、国語以外の一般的な分野についても基礎学力向上に向けての検討を始めたい。各教員は学習の成果をより確実にするため、教科としての専門性を重視しながらも基礎学力の向上を目指した授業内容の改善や見直しを行う。特に入学年度に開設される「地域保育基礎講座」は学習支援に資するよう内容について見直す。

文化表現学科では、「ふりかえりの記録」と「学習のカルテ」の活用、FD研修への取り組みについて学科会で定例の議題とし、実効果を上げる。コンピュータを利用した指導内容についての意見、情報の交換を行う。学習成果については、カリキュラムマップ等を併用しながら学生への周知の徹底を図る。また、外国語会話の履修者数を増やすため、教務課と調整しながら、外国語を担当する非常勤講師の出講希望の調査方法を検討する。

学生一人ひとりが抱えている個人的な問題や学校生活での状況について、実習教科担当のみで把握をすることは難しい。そのため、実習教科担当以外の教員からの情報提供や情報交換をする場を設け、連携を図っていく。

実習連絡会を充実した意義あるものにしていくために、学校側からの配信だけではなく、実習園側からの要望を把握して、実習委員会での内容検討をしっかりと行っていく。

また、現在学生に不足していると思われる挨拶やマナーを含むコミュニケーション能力の向上を図ることについては、学科会等で教員同士の情報交換や話し合いを行っていき、学科全体で実習に向かう学生の支援が必要であることを共通理解するとともに、各教員が学生の生活指導に努めていくことが重要である。

事務職員の学生の学習成果への貢献については、教務課、キャリアセンター等でより効果的な貢献について検証し、改善する。SD活動については、自己啓発のための研修活動を活発にさせるため、対象となる研修内容をより明確にして職員に説明する。また、研修結果が業務にどのように反映されているか、検証方法を検討する。

教務課では、GPA制度を活用した学習支援のための効果的な指導法及び学生便覧の内容の学生への周知徹底を行う機会について、時期や方法等の見直しを検討する。

学生課では、在学生には、学内説明会を通じて奨学金返還の重要性について周知している。卒業生にも情報発信をすることで延滞率を減少したい。

図書館では、学生の学習向上のための支援と利便性を高めるため、図書館からの情報発信を迅速に行えるよう改善に努める。

情報センタースタッフの業務内容の区分を整理し、時間帯ごとの対応を明確にして、学生、教職員に周知する仕組みを作り上げる必要がある。センタースタッフの本来の業務である情報活用授業の支援に支障をきたさないような工夫する必要がある。

障害者受け入れのためのトイレ設備の充実について、関係する部署で検討する。

キャリアセンターでは、学生の就職斡旋に関して、授業の出席状況、単位の取得状況、実習中の状況、学費の納付状況、等の卒業要件に係る情報を関係部署と連携を図り更に共有できるようにしていく。また、実習時期における就職活動については、平成 26 年度より実習指導センターとの情報共有を図ってきており、学生への対応方法は、実習指導センターとキャリアセンターとでかなり整備されつつあるが、更なる改善を行っていく。就職に関連して、保育現場からの意見、要望が多いピアノ技術の向上については、今後学科や教科担当教員間で検討し対応する。言葉づかい、身だしなみ、礼儀作法、来客応対、電話応対といった社会人としてのマナーの習得や、相手の話をよく聞き、自分の意見を述べることができるといったコミュニケーション能力の向上を目指し、平成 29 年度「就職関連講座」の更なる充実を図る。しかし、こうしたマナーやコミュニケーション能力は、容易に身につくものではないので、各学科の授業における学生への指導を働きかけることとする。

また、主に就職が内定している学生を対象に、新社会人として求められる心構えや基本的なマナーを習得させる「卒業前研修」の実施を検討していく。

また、企業及び公立保育園の採用選考では、二次選考の面接に進むために第一次選考の筆記試験に合格しなければならない。そのため、学生の基礎学力と文章力の向上を図る。とくに文化表現学科については、学生が就きたい職種の採用選考に必要な基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援する。そのためにも、先ず「就職関連講座」への出席率を更に上げる努力をする。

文化表現学科については、在学中に取得できる資格を活かせる職種になかなか就けないという課題にできる限り対応するため求人票の開拓を行う。求人票については、現在全ての求人票を壁面に掲示しているが、掲示する求人票は新着の求人票にするなど最小限に止めることにより見やすい形態とし、新たな施策として「電子化した求人票検索システム」の採用を検討する。これにより来校しなくても学生が各自のパソコンやスマートフォンを使い、いつでもどこからでも求人情報にアクセス出来ることが可能となる等、今以上に学生の就職支援サービスの改善を図る。

入試広報室では、スマートフォンでの資料請求者が増えてきているので、SEO対策を重視し動画をより多く配信することとする。また、文化表現学科の入学者から入学動機などをリサーチして、次年度のオープンキャンパスやパンフレット等の改善を図る。

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

幼児教育学科では、学位授与の方針（ディプロマポリシー）の改定を進める。新しい学位授与の方針は、従来のようにホームページ上へ掲載するとともに、学生便覧への掲載を行うことで学生への周知徹底を進める。また入学前教育や入学時オリエンテーション等でも、直接学生に伝える機会を増やし、共通理解を図る。「教養演習」と「基礎演習」科目の学習成果は成績評価以外にどのような形で現れるのかを精査する。学生の学びの順序については、入学時のオリエンテーションの機会や、入学案内冊子等により周知徹底に努める。「実習」に向かう学力を更につけるために、学科会、各種作業部会等で話し合い、授業の連携をより密にする。AO特待入学試験及びAO入学試験による入学者に関して、事務部関連部署との連携や、教員間での情報共有を行う。「アドミッションポリシー」について学科会、作業部会等で検討を重ね、改善する。入学後早い段階から、保育者に対する社会的要請の現状について学生に周知し、幼稚園教諭免許と保育士資格の二つを取得することを目指すよう学生との面談で促す。また、免許辞退を希望する学生には、なぜ免許と資格の二つを取得しようとししないのか、学生それぞれの理由を調べたうえで、学級指導教員や実習教科担当教員等が連携して支援にあたり、可能な限り辞退者を減らすよう努める。専任教員と非常勤講師の担当科目の連携・調整を行うための担当者会議を実施する。学内FD活動の中でコンピュータ技術の指導を行ったり、外部で実施される研修会や講習会への参加を促す。進度の早い学生や優秀学生と学習上の困難を抱える学生について学科会等で検討し、それぞれの学習支援対策を立てる。また、実習指導業務の負担軽減のために、平成29年度より実習担当教員数を増やすと共に、学科会等に問題提起して、実習担当教員以外でも実習指導業務に関わることを促していく。

地域保育学科では、学位授与の方針について、学内外に様々な機会を捉え周知する。保育士としての資質向上を目指し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう各教科及び隣接教科間で授業内容を検討する。入学者受け入れの方針を今まで以上に明確に示すとともに、入学後の試験別入学者の学生生活の様子や成績、学習意欲等について検証する。また、入学前の課題についての内容や実施回数、ピアノ（初心者を中心とする）講座、事前登校等の入学前教育の充実を図る。学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努める。学習成果の獲得に向けて、専任教員と非常勤講師の情報交換や指導内容の確認・調整を行う機会を設ける。入学年度に開設される「地域保育基礎講座」の内容の一部見直しをしたが、さらに検討していく。後期には習熟度別による基礎学力向上のための講座を継続実施する。

文化表現学科では、期首、期末ごとの履修指導の機会に3つのポリシーの周知を図る。学外団体、機関、自治体、事業所との接触、連携窓口の開設を行う。学科内に、入学者受け入れ指導体制確立のための作業部会を設置し、検討する。資格取得支援体制を充実させる。学科会での検討内容や共有すべきことを非常勤講師にも伝達する。半期に1回程度の割合で、コンピュータ利用技術の向上に関する討議の場を設ける。入学前指導の一つとしてのスクーリングの充実のため、実施回数を増加するとともに在学生のボランティアとしての参加を募る。事前指導用の教材については、基礎学力の向上だけでなく学科の教育の土台となる「ことばの力」の充実に努める。新たに導入したプレ・ボランティア、プレ・インターンシップを活用し、「社会を知り」、「社会に育てられる」教育をすすめる。その成果を、就職意欲の向上や就職試験時の面接で発揮できるよう支援体制を充実させる。カリキ

ュラムマップの活用に向けた作業を行う。教務課と調整しながら、非常勤講師の出講希望の調査の方法を検討する。

実習委員会では、本学の実習指導等を周知するために、実習教科担当と実習園との連携をさらに深め、学生にとってより良い環境を作ることに努める。平成 29 年度からの実習時期の変更に当たり、実習園は順調に確保できている。変更した時期での実習実施後の実習園側の意見を把握するとともに、本学の実習時期の定着にも努める。

学生の実習への意識の低下も年々みられるようになってきている。そのため、実習に行く直前、あるいは実習開始後に実習を辞退する学生もいることから、そのような学生の対応も十分に行っていく必要がある。また、学生が実習に向かう際に、挨拶やマナーを始めとするコミュニケーション能力の向上や自己表現力を今まで以上に身につける必要があることから、学校生活や授業を通して指導を行っていく。

事務職員の学生の学習成果への貢献については、より効果的な貢献について平成 29 年度末までに検証し、改善する。SD 活動について、平成 29 年度中に、自己啓発のための研修の対象となる研修内容を SD 研修委員会で検討して明確にするとともに、研修結果が業務にどのように反映されているか、検証方法を検討する。

キャリアセンター、就職指導委員会では、卒業生の進路先の更なる情報収集のため、今後も聞き取り調査を行っていく。幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生に連絡を取り、在学生を対象とした「園長講演会」や「合同企業説明会」などでの就職活動や勤務先の仕事等に関する講話を依頼する。また、次年度の公立保育士受験者の参考となるよう、平成 28 年度公立保育士となった卒業生に対し、受験や保育現場での仕事などに関する講話を、今後も回数を増やして依頼する計画である。文化表現学科の学生の就職意欲向上のためには、今後更に学科との連携を深め、ゼミ指導の先生方にも就職について直接学生指導にあたる機会をもつことを依頼していく。課題に即した学生への指導のあり方を担当者間で話し合い、その結果を次年度の「就職関連講座」に反映させる。また、キャリアセンターが把握した課題と、その解決に必要と考えられる指導について、平成 29 年度は就職関連講座のみでなく、関係部署や学科にも伝えていく。保育現場からの意見、要望が多いピアノの演奏技術の向上については、今後も数年をかけて学科や教科担当教員間で検討し、対応することを働きかけていく。また、就職内定が決まった後に、取得単位数の不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、平成 29 年度も関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターからの学生への告知を徹底させることに努める。文化表現学科の学生が希望する職種の採用に必要な基礎的実務の力をつけるためには就職関連講座のみでは困難であることから、平成 29 年度も引き続き学科の授業内での指導を求めていく。

「就職関連講座」出席率の更なる向上をめざし、講座への出席を促す手段について各学科と連携しつつ検討する。平成 29 年度も幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当者と実習指導センターとの連携を密にし、実習先での就職を希望する学生の情報を交換する。また、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を取得するよう学生を指導するとともに、幼稚園にも就職活動ができるよう実習指導センターとキャリアセンターとが情報を共有し、連絡や相談を行いやすくしていけるよう協議を重ねる。なお、平成 29 年度は学生への就職支援サービス改善を図るため、本格的に「電子化した求人票検索システム」の構築及び導入を進めていく。

関係部署と調整を行ないながら、平成 29 年度以降も引き続き図書館からの情報発信を充実させる。

教務課では、GPA 値の低い学生への個別指導の成果を検証するとともに、継続的な指導を行っていく。また、学生便覧の内容の学生への周知徹底については、教務委員会を中心に協議を行い、学級指導教員との連携を通じて、平成 29 年度中に実施内容を決定する。

卒業生に発行している便り『平成 29 年度 秋草学園秋桜会報』と学園ホームページ上に、奨学金返還についての記事を掲載できるよう関係部署と調整を行う。

障害者受け入れのためのトイレ増設が可能であれば具体的なスケジュールを計画する。

情報センタースタッフの業務内容の区分と時間帯ごとの対応に関して、教務課、各情報活用授業担当教員及び情報センタースタッフによる情報交換を企画する。

入試広報室では、文化表現学科と幼児教育学科第二部のランディングページを作成し、ホームページへの誘導を図る。平成 30 年度入試から、SEO対策と動画配信を強化し、Web やスマートフォンからの検索を上位表示されるようにする。また、学研との提携により、保育系の 3 つの学科を対象とした奨学金を導入する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

なし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

専任教員は3学科のそれぞれに所属して教員組織を構成し、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。専任教員の職位は、学位、経歴、研究業績等に基づいており、短期大学設置基準の規定を充足している。各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。教員の構成、配置は、短期大学設置基準に基づいた学内関連規程や教育課程に照らし、充実した教育環境を整備できるよう十分に配慮している。教員の任用については、任用委員会、教員人事教授会、教授会、理事会等の審議を経たうえで採用を決定している。新規教員の採用については、平成22年度から導入された任期付教員任用制度（任期3年）により行われた。なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保する審査内規に基づいて行われている。

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。個々人の研究活動の状況は本学 Web で公開されている。専任教員の研究活動に関する規程は整備され、研究成果を発表する機会（本学『紀要』）を確保している。教員室、研究室等は整備され、研究、研修等を行う時間を確保している。FD活動に関する規程は整備され、規程に基づいてFD活動を行っている。

事務組織は適切に編成され、責任体制が明確である。専任事務職員は、研修や日常業務を通じ、事務をつかさどる専門的な職能を獲得している。事務関係諸規程は整備され、事務の各部署に事務室や事務スペース、情報機器、備品等を整備している。

防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

「学校法人秋草学園事務職員SD研修規程」が制定され、事務職員の専門的な職能を向上させるためSD活動を適切に行っている。

定例の部長会や朝礼などを通じ、日常的に業務の点検や事務処理の改善に努力している。専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、教職員に周知し就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足し、適切な面積の運動場を有し、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。校地と校舎は5階部分へのアクセスを除き障害者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実習室を用意し、授業を行うための機器・備品を整備している。適切な面積の図書館を有し蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等は十分に確保されている。購入図書選定システムや廃棄システムが確立し、学習に必要な参考図書、関連図書を整備している。学生の授業や課外活動に十分な面積の体育館を設置している。

本学は、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」等諸規程を整備し、これらに従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。また、火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備し、火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。情報センターが中心となり、コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の施策を実施している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。情報センター職員や情報担当の教員が中

心になり、情報技術の向上に関するトレーニングを行っている。情報センターは、授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行い、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を有線・無線の両環境で整備している。教員は、情報技術などを活用し効果的な授業を行っている。

平成 23 年度は帰属収支の黒字化を 13 年ぶりに達成し、平成 27 年度の基本金組入前当年度収支差額も 84 百万円となり、5 期連続の黒字を確保した。平成 27 年度の貸借対照表の総資産は 13,389 百万円で固定資産は 12,381 百万円、流動資産は 1,008 百万円である。固定負債は 881 百万円、流動負債は 554 百万円、基本金は 12,334 百万円、繰越収支差額は△380 百万円である。流動比率は 181.9%と当面の資金繰りには問題ない。短大の経営状況は入学生確保が依然厳しい状況であり、平成 27 年度は定員 450 人に対し 416 人、平成 28 年度は 351 人と大幅減少となっている。資本金組入前当年度収支差額では平成 26 年度 221 百万円の黒字に続き、27 年度も 195 百万円の黒字計上となった。

本学全体の収容定員充足率は 0.901 と 1 割程度の定員割れとなっている。定員充足率を 1.0 以上にすべく今後もオープンキャンパス、各種ガイダンス等を含めた広報活動や授業内容の充実、ボランティア、保育・施設実習、インターンシップ等あらゆる手段を使い本学の特徴をアピールしていきたい。

短大部門及び学園全体でも帰属収支では黒字化が定着しつつある。財務体質にはまだ余力があり、当面の経営に支障はない。

短期大学の将来像を明確にするために平成 20 年度にスタートした「秋草学園第 I 期 5 ヶ年計画」は、平成 24 年度に終了した。第 I 期 5 ヶ年計画の期間中に、平成 23 年度より財政状況が少しずつ改善され、平成 24 年度以降改善傾向が継続している。

財務状況の厳しさを認識し危機意識を共有するために、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」に基づいて経営情報を開示している。財務書類は、本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園その他利害関係者の閲覧に供している。また、同様の情報は Web ページで公開している。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学には、幼児教育学科（第一部・第二部）、文化表現学科及び地域保育学科が設置され、専任教員はそれぞれに所属して教員組織を構成している。各学科は、教務委員会等各種委員会に教員を所属させるとともに、定期的に開催される学科会等を通じて入試業務の分担やクラス運営及び学生に関する情報の交換などを行い、責任をもって学科の運営にあっている。

短期大学全体及び各学科の専任教員については、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、学位、経歴、研究業績等に基づいており、それは短期大学設置基準の規定を充足している。

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。主要な教科は専任教員が担当するよう採用等に当たり配慮している。補助教員は、調理実習や情報機器演習の教科に配置され、授業時間内だけでなくそれ以外の時間においても学生からの質問等の対応に当たっている。

教員の構成、配置は、短期大学設置基準に基づいた学内関連規程や教育課程に照らし、充実した教育環境を整備できるよう十分に配慮して、計画性をもって実行している。

教員の任用については、専任・非常勤、公募・学内推薦の別なく、任用委員会、教員資格審査委員会、教授会、理事会等の審議を経たうえで採用を決定している。新規教員の採用については、平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度（任期 3 年）により行われた。教員の昇任についても、同様の手続きを経て実施されている。

なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保するという趣旨から、相当期間の検討を経て策定した審査内規に基づいて行われている。

(b) 課題

平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度に関しては、他の専任教員の勤務日が週 4 日であるのに対し、任期付専任教員は週 3 日であることから、会議や行事等の日程調整が難しいだけでなく、授業担当責任時間が他の専任教員と同様であるため負担が大きくなっている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

幼児教育学科の教員は、各所属学会や所属団体において研究成果の発表や作品制作、演奏などを行っており、その成果を学生指導に役立てている。また、教育課程に基づいた研

究テーマを持って研究と教育が一貫したものとなるよう工夫している教員も多い。学会誌や研究紀要への投稿や著書の執筆も積極的に行っていると判断される。各教員の研究成果は、教育情報公開の一環としてホームページ上や、国立情報学研究所のデータベース CiNii で公開されている

地域保育学科の専任教員は、所属学会や所属団体において学会誌や研究紀要への執筆・研究発表や作品制作、演奏などを行い、その成果を学生指導に役立てている。教員はそれぞれの研究テーマに即した研修への参加や、内部及び外部団体からの研究助成金を獲得し、研究活動を行っている。専任教員の研究活動の公開については、教育研究業績、社会活動などデータ化し一部はネット公開している。

文化表現学科の教員は、それぞれの専門領域で学会や研究会、研修会に所属し、講演や研究発表を行うとともに、本学の『紀要』に研究成果を発表している。各教員の担当教科はそれぞれの専門領域と整合しており、研究成果は本学科の教育指導に活かされている。各教員の研究成果は、教育情報の一つとして本学 Web ページに公開されている。

科学研究費補助金の獲得に関しては、「平成 29 年度科学研究費補助金（挑戦的研究（開拓・萌芽）」の共同研究者として 1 名が申請中である。また、「平成 28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業費補助金」（厚生労働省）の採択により、外部研究費を獲得している。【事業名：放課後児童支援員等の研修体系のあり方等に関する調査研究】

専任教員の研究活動に関する規程の整備については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（文部科学省）に基づき、「秋草学園短期大学個人研究費規程」「秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規」「秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規」「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」「秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画」があり一部を改正して整備を行った。

教員の研究成果を発表する機会として年 1 回『秋草学園短期大学 紀要』を発行している。平成 28 年度の発表は『紀要 33 号』に掲載されている。本号の掲載論文は専任教員、非常勤教員併せて 15 点（論文 12 点、研究ノート 2 点、調査報告 1 点）であった。

教員の研究室については、専任教員全員に対して各自 1 室、約 20 m² の研究室が割り当てられており、教員が各自研究を行うのには相応の施設を整備している。

本学では就業規則で「職員は、人格を高め、知識、技能を向上するためたえず研修に努めなければならない。」と定めている。これを受けて、教員の研究日を確保するため「学校法人秋草学園職員研修実施細目」を定め、「教員にあつては週 1 日の自宅研修日を取ることができる」としている。また、学園の承諾を得て、教学運営に支障がなく一定の期間内の研修を行うことができるものとし、日本学術会議登録の学術研究団体及びこれに準ずる団体の研究会に参加、出席するための研修は原則 7 日以内、さらに、研究のための資料収集及び学術調査を目的とする研修は原則年間計 20 日以内で行うことができることとしている。国内・外の区別、制約はない。個々の教員の教育研究業績書の記載内容や研究費の執行状況等から、制度を十分に活用して研修を行っているものと判断できる。また、所属学会への出席や発表についても、研究出張許可願や研究出張報告書から、個人差はあるが、概ね積極的に取り組んでいるものと判断できる。なお、留学、海外派遣に関する規程は特段定めていない。

F D 推進委員会は、「秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会

内規」に基づきFD活動の支援を行っている。

平成28年度のFD推進委員会は、平成27年度に見直した設問項目及び設問内容により、前期と後期に学生に対する「授業評価アンケート」を実施し、集計結果とともに学生の自由記述も公表した。また、アンケート結果に対するコメントを全教員が提出した。公開授業についても、前期、後期各1回実施され、公開授業を参観した教員が講評シートを提出した。

「学生満足度調査」の結果については、教学関連の問題事項はFD推進委員会を中心に検討する一方、学内施設、教育環境等に関連する問題事項は、理事長、学長等法人、教学の代表者が出席する「教育環境等の改善に関する検討会議」で検討し、学生からの不満が高かった食堂等のサービスや施設面の改善を行った。

また、平成26年度に導入が決まったGPA制度の活用方法については課題となっていたが、平成28年度にはGPAポイントが2.00未満の学生に対して学級指導教員から学修指導が行われた。

この他、平成28年度も、「研究・教育指導計画概要」及び「研究・教育指導計画の経過報告書」を専任教員全員が学長に提出した。また、教務課と協働して作成した「教務ガイドブック」を全ての専任教員と非常勤講師に配布し、その活用法を説明した。

FD研修としては、毎年参加している「京都FDフォーラム」に学内から3名が参加し、専任教員だけでなく短大事務部の職員も参加して、分科会（①イマドキの大学教育と「よい学び」～共創ワークショップでみつける初年次教育・共通教育の課題と実践のヒント～、②授業とフィールドワーク～教室の中と外をどうつなぐか～、③自大学の文脈を踏まえたFDの企画・運営）報告が行われた。分科会①報告については、入学した学生に対して、学びへのモチベーションを継続して持たせ続け、卒業まで繋いでいくことの難しさは他大学でも非常に重要な問題なのだと共感した。また、分科会②報告については、地域連携室「コミュラボ」の取り組みについての報告は非常に興味深いものであり、本学でも地域との連携をさらに深めていくことが大きな課題だと感じた。さらに、分科会③報告については、FDの意味・意義について改めて再認識することができた。他大学の良い点は、本学にも積極的に取り入れ、改善していくことも重要だと感じた。

(b) 課題

幼児教育学科では、研究成果の多寡に教員間の格差があることも事実である。近年校務が更に多くなり、研究の進捗がままならない時期もあるが、積極的な研究活動を促していくことが課題として残っている。

地域保育学科では、科学研究費助成金や外部団体の研究助成金を伴う申請に積極的に取り組むことが課題である。

文化表現学科では、研究成果の公表頻度に格差が目立っており、研究成果の教育への活用という観点からも、公表に向けた努力が求められる。

平成27年4月1日より適用されている「研究活動における不正行為への対応等に対するガイドライン」と、学内規程の運用上で乖離等がないか自己点検を行うことが求められる。

『紀要』の活用についてはこれまであまり議論されてこなかったが、学園ホームページを通じた学外へのより積極的な公表が求められる。現在は、他機関・他大学等には冊子を作成して紙媒体で公表を行っている。最近の動向として、冊子での受け取りは辞退される

ことがあり、Web 上などによるデータベースでの公開が主流となっている。

教員の研究環境整備では、研究室の照明の LED 化が当面の課題となる。

教員が研究を行うために十分な時間を確保することについては今後も配慮する。また、研修日の取得については、個々の教員の役職や校務分掌、研究状況により差異が生じることはやむを得ないとする。

「授業評価アンケート」については、全体の集計結果をどのような基準で分析し、それを全体の問題としてどのように授業改善に役立てるかといった、集計結果の活用目的と方法を検討する必要がある。また、「公開授業」も、教員各自が教育の質を向上させるためにどのように活用するのかを明確にする必要がある。

GPA 制度について、学修指導以外にも活用方法を検討する必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学における事務組織及び所管事務は資料に示すとおりであり、平成 25 年 4 月 1 日より短期大学事務部の実習指導センター事務室及びキャリアセンター事務室を独立組織に編成替えし、業務分担の見直しを図った。また、平成 27 年 12 月に新たに I R 推進室を設置し、平成 28 年度から運営している。現在の専任の事務職員の総数は 28 名で、事務局長の下に総務部（4 名）、企画財務部（4 名）、短大事務部（15 名）、入試広報室（4 名）、エクステンションセンター事務室（1 名）の 5 部門をもって構成されている。

事務室は、建物の床面積の制約上 1 階と 2 階の二層構造となっているが、事務組織の責任体制を確立している。

専任事務職員は、「学校法人秋草学園事務職員 S D 研修規程」に基づき、専門的な職能を習得するよう各部署で職場内研修を実施し、また、日本私立短期大学協会主催の教務、学生指導担当者研修会等にも毎年積極的に参加するなど、常に専門的な職能向上に努めている。事務関係諸規程は、規程集として整備し、事務室及び関係部署に備え付けるとともに学内 LAN により閲覧できるようになっている。

事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室では、情報ネットワークが整備され、平成 25 年度には職員のほぼ全員の P C の入替えを行った。また、学生の学籍管理、成績処理等のために情報システムが整備されている。その他プリンターやコピー機など必要な事務機器が配備されている。

防災対策として、「自衛消防隊編成表及び任務分担表」を作成し、全教職員に周知を図るとともに、毎年 5 月に全教職員・全学生を対象とした、所轄署による「消防避難訓練」を実施し指導を受けている。また、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を図っている。防災用品等については、非常食の入替えを平成 28 年度に行った。

S D 活動に関する規程については、平成 25 年 4 月から「学校法人秋草学園事務職員 S D 研修規程」が施行されている。事務職員の専門的な職能を向上させるための S D 活動として、日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に平成 28 年度も多くの職員が参加し、学生支援及び事務業務の改善・向上に努めている。

S D 研修委員会の運営については、平成 26 年度から隔月に開催し、各部署で作成した年

次計画表に基づく実行状況や進捗状況等について確認・検討を行っている。各部署の実施状況等については課題があるものの、概ね実行できていると思われる。また、事務職員の自己啓発研修については、平成 28 年度も一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げているが、多くの職員が参加、実行できる体制作りが必要である。

教務課事務職員は、Web を利用した履修登録の指導・相談や毎年 1 月に実施する卒業年次生以外の学生へのガイダンスにおいて、新年度の履修計画に関する相談やその他の学生相談等に応じて学習成果を向上させるために努力している。また、短大事務部の各部署は、それぞれの関係部署と連携するとともに教員組織の各種委員会とも連携している。平成 28 年度から、短大事務部の関係部署の課長等が関係する各種委員会の構成メンバーとなり、さらに連携を図っている。

(b) 課題

防災（火災）対策として、避難計画を立案し、消防避難訓練を実施しているが、今後は、特に地震等不意の災害を想定した防災計画と訓練の実施が必要である。

S D 研修委員会として、職員の意識改革を促すため、専任・嘱託の全事務職員が参加する研修会を開催し、共通認識、各部署間の連携の強化を図る必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業に関する諸規程は整備しており、法律等の改正に併せ適宜改正し、監督官庁への届出を行っている。

教職員への周知のため、諸規程を規程集としてファイルし、事務室に備え付けるとともに学内 LAN での検索により誰でも閲覧できるようにしている。休暇、給与等は、これらの規程に基づいて適正に処理されている。

教職員の勤務時間の管理は I C カードで行われ、各自出勤時、退勤時にカードリーダーを読み込ませて記録している。緊急時は人事課への電話連絡等で対応している。教職員の勤務時間は、原則、第一部学生対応としては 8 時 40 分始業、17 時終業とし、第 5 時限の授業や学生支援のための事務対応は、職務内容に応じて勤務時間をシフトして行っている。第二部学生への授業と事務対応については、14 時始業、21 時 20 分終業とし、学生対応のために補助職員による窓口対応を行っている。

(b) 課題

授業日数確保のための休日授業実施や学校行事等により休日勤務をした教職員については、休日の振替を行い、健康上過度に負担にならないよう配慮しているが、校務の都合から休日振替ができなかったということがないように注視する必要がある。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

任用委員会では、平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度については、任期付

専任教員の勤務日を他の専任教員と同様に週 4 日としたときに、関係者にどのような影響が及ぶかも含めてなお検討を行う。

幼児教育学科では、各教員が研究成果を公表できるように、研究環境の整備を行う。

地域保育学科では、各教員がより積極的な研究活動及び成果を公表できるように環境整備する。

文化表現学科では、専任教員間での研究成果や内容についての情報の共有を図る。

「研究活動における不正行為への対応等に対するガイドライン」により平成 27 年度に改定した学内規程に基づいて運用していくうえで、ガイドラインと乖離等をしていないか自己点検を行う。

『紀要』の発行について、情報公開の観点からも学園ホームページ上に掲載して公表できるように検討する。

研究室については、研究室の照明の LED 化が当面の課題となる。

教員が研究計画に基づいて研究成果が公表できるよう、これまでどおり研修日を確保する。また、職員の勤務に関しては、休日出勤を出来る限り減らすよう工夫し、職員の負担を軽減する。

F D 推進委員会の運営を計画するなかで、「授業評価アンケート」「公開授業」「学生満足度調査」の集計結果及び GPA 制度の活用方法を検討する。

地震等不意の災害対策については、消防避難訓練時に震災を想定した訓練を取り入れて実施する。また、各室内の整理整頓、ドアなどのガラスの透明化等を推進する。

S D 研修委員会は、全事務職員が参加する研修会の内容について、部・室長及び職員の意見を取り込み検討して、前期、後期に実施する。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

校地面積は設置基準面積 8,000 m²に対し 9,243 m²、校舎面積については 11,629 m²を確保（基準 6,250 m²）している。授業用の機器備品については、パソコン教室 3（150 台）、プロジェクター設置教室 11 を配置している。視聴覚教室、図画工作室、表現演習室、音楽室 2・ピアノ室 45、電子ピアノ 50 台、調理実習室、保育演習室、茶道室があり、講義、演習、実習を行う施設設備は十分に確保できている。ただ、障害者対応としては平成 22 年度に多目的トイレ、平成 23 年度に車椅子用リフトを 1 号館入口に設置したが、エレベータは 4 階建ての 2 号館にのみ設置されていることから、1 号館の 5 階へのルートには人手が必要となる。

タブレット系端末の普及に伴い、本学でも多くの学生がタブレット端末を利用するようになったが、環境が十分整っているとは言えなかった。そこで、平成 25 年度にアクセスポイントを 25 か所設置し、教室、研究室、食堂等で学生がインターネットに接続できる環境を整備した。

運動場用地は 1,980 m²と短期大学設置基準を充足している。

体育館は 952 m²を有し、バスケットボール、バレーボールの公式試合が可能な設備を確保している。

本学の図書館の面積は 655 m²で、図書の収納能力は 62,000 冊である。また、本学の在籍学生数は 887 人（平成 29 年 5 月 1 日現在）で、館内の閲覧席数 109 席を確保している。

平成 28 年度の図書予算は 3,476,607 円、新聞雑誌費が 1,436,221 円である。図書館は大学の知的基盤であり、情報の基点という認識をもって予算執行を充実させている。図書の選定は多くの希望を取り込み、適正に行われることが求められている。本学では、各学科から教科に関連する図書や専門分野に関する図書の希望を募り、図書館で所蔵図書との重複やバランスを検討しながら購入している。また、本学の図書館機能として、社会人になるために必要な教養（社会人基礎力）や即戦力を育成するための基礎知識・技術に関する情報提供に重点を置いている。幼児保育系の学科の学生の利用に応えるために、実習準備に必要な絵本、紙芝居、遊具に関する資料などの所蔵に力を入れており、学生の利用頻度も高い。また、人文系の学科があることから文化、文学系の書籍の充実も本学図書館の特徴の一つである。

教員用の高額図書や資料に関しては、予算全体のバランスを考慮して、教育用図書の購入に支障が起らない範囲で計画的な購入に努めている。その他、司書が選定する枠があり、蔵書構築に偏りが起きないように調整を行っている。さらに、学生や非常勤講師からの要望も受け付けており、予算の執行状況に照らして、できる限り要望に応えるよう努めている。このように図書選定システムは良好に機能している。

図書館の蔵書数は 70,494 冊（和書 67,872 冊、洋書 2,622 冊）、視聴覚資料は 1,376 点、学術雑誌は 46 種である（平成 29 年 5 月 1 日現在）。さらなる充実を図るため、毎年度分野別の必要性に応じて、新旧雑誌の入れ替えや、停止、追加を行っている。図書の除籍に関しては、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に基づいて実施した。



(b) 課題

学内の移動については、2号館のエレベータは4階までで、渡り廊下を使って1号館4階までは行けるが5階への移動は足の不自由な学生や公開講座の高齢の受講生などに不便をきたしている。

平成25年度にタブレット端末利用の利便性を考えアクセスポイントを25か所設置しインターネットに接続できる環境整備を実施したが、まだ1号館3階と5階の教室の一部で利用ができない。現状では特に問題はないが、今後整備する必要がある。

図書館とは別室の書庫に収納している図書の整備が課題である。年間約2,000冊増加す

る図書と、退職する専任教員が返還する個人研究図書の収納スペース確保と管理が求められる。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人秋草学園施設貸与規程」「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」「秋草学園短期大学図書館利用細則」等諸規程を整備し、固定資産及び物品の管理に関する基準を定め、その適正な管理を行って常に良好な状態を維持するとともに、経済性にも留意し、有効適切に運用することで教育研究の効果を高めることとしている。

また、「学校法人秋草学園危機管理規程」により学生、生徒、職員及び近隣住民の安全確保を図るための規程を整備している。さらに、「自衛消防隊編成及び任務分担表」「火災予防のための組織表」等の作成により教職員への周知を図っている。年に1度（毎年5月）地元消防署の指導のもと、全校を挙げて学生の避難誘導訓練や消火器取扱訓練を実施し、教職員に対しても指導訓練を行っている。

年1回消防用設備（火災報知機、緊急放送等）の点検を各業者に委託し実施している。非常時の水・食料・防災用品は平成23～25年度にかけ備蓄計画を立て逐次実行済みである。なお、平成23年度に購入した乾パン等については5年経過となることから、平成28年度から再度3年間、期限のある防災用品について入れ替えを実施中。また、その使用については、既に「防災用品取扱マニュアル」を作成し掲示している。

防犯については、正門に昼夜1名の守衛員を配して不審者の侵入チェックを行っており、校内の各教室及び施設内は校務員1～2名で巡回点検を実施し、防犯に努めている。さらに、1階学生生徒通用口及び2階正面玄関に防犯カメラを設置し、夜間は警備会社へ警備を委託している。

サーバー及びコンピュータについては、最新のウィルスチェックを実施している。また、ファイアーウォールシステムを導入し外部からの不正アクセスに対応している。データのやり取りについては、パスワードを使用し不正防御に努めている。

氷蓄熱式空調システムの採用及び最大出力量の制御のため、デマンドコントローラーの設置等経費削減を兼ねた対応を実施している。平成22・23年夏季にトイレを全面改修し省エネ型のトイレに変更するとともに、廊下・事務室・外灯の間引き・一部トイレのエアタオル中止等節電、節水を実施している。2号館の冷暖房は、平成25年度に重油を使った冷暖房から電気による省エネタイプのエアコンへ全面切り替えを実施した。また、1号館屋上に太陽光発電装置（パネル240枚）を設置、グリーンエネルギーの利用に貢献している。その他、学内の各教室及び事務室等施設への掲示等を利用し、節電・節水等省エネ意識を喚起、醸成している。学生食堂及び厨房の照明は平成27年度に、図書館及び視聴覚教室を平成28年度にLED化した。平成29年度は1号館1階をLED化する予算編成を検討している。

(b) 課題

省エネルギー・省資源対策の中で、校舎の照明のほとんどが、蛍光灯（HF管）を使用している。安定器が破損した場合は LED 照明に切り替えしているものの、全体的にはまだ一部である。LED 照明は当初価格よりは下がったもののまだ比較的高額であり、全館への配備には相当の費用及び時間がかかる。

■ テーマ 基準Ⅲ・B 物的資源の改善計画

1号館へのエレベータ設置は従来から検討されているが、建物本体が建築から35年以上経っており、後付となることから適当な設置場所が見当たらない。渡り廊下を使用すれば1号館も4階までは利用可能であることから、しばらくは現状のままで継続する。エレベータの設置が可能となるような場所はあるが、躯体を壊す必要がありまた工事費用が50百万円程度かかることから、補助金なしでは着工は難しい。

アクセスポイントの追加設置については、予算化を検討する。

秋草学園短期大学図書館図書等の「除籍に関する内規」に従い除籍を実施、合わせて図書の移動も行い収納スペースを確保する。

LED照明導入については負担が大きいことから、時間をかけて校舎のブロックごとに予算計上し、徐々に切り替えを実施する。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

情報センターは定期的な情報基盤整備の都度、情報端末及びサーバーからの情報の流出や、外部からの不正アクセス防止のために、セキュアなネットワークシステムを構築してきた。システムの保守は情報センターと保守契約を結んでいるベンダーとの間で絶えず連絡を取り合いながら実施している。個人情報保護のために教育用と事務用の二つのセグメントを構築し、相互のセグメントは閉鎖体系とする一方で、インターネットへのアクセスはどの情報端末からも利用でき、学内に無線 LAN を整備しモバイル端末からの利用も可能になっている。また、学生の学習効果を図るひとつとして、図書館スタッフと連携し、新たに本学図書館の HP をたちあげた。

全学科が対象となる情報教育に活用する技術的資源は、情報センターのスタッフの技術研修によって向上が図られているが、学外での研修機会の活用は不十分なままであり、スタッフ及び情報機器関連科目の担当教員の自発的な自己研修が中心となっている。教員は関連する学会での研修によって技術の向上を図っているが、職員については研修のための予算等は確保されているものの十分に消化されているとはいえない。

教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、教員や情報センタースタッフはコンピュータ利用技術を向上させている。

情報センターが中心となり、各学科の教育内容を踏まえ、4～5年の周期で情報教育資源の整備を実施している。技術的資源については、情報教育科目を担当する教員が、学会研修等により一定の水準を維持できるように取り組んでいる。

パソコン等の情報機器は3教室に一定の期間をおいて計画的に設置されており、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて必要とされる技術的資源の配置と利用を常に見直し、活用している。

情報センターは、各学科の教育課程にある情報教育科目の円滑な実施のための環境整備を行っており、平成26年度に整備した情報基盤環境により、授業進行にストレスを与えないパソコン教室の環境を構築し運営してきた。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を有線、無線の両方で整備している。授業担当教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。利用するすべてのソフトウェアは最新のものが利用でき、OS は安全性と利便性の高いものを導入している。また、Web デザインや DTP の現場のワークフローを再現するために、事務系の Windows 環境に加え、Mac 環境を整備してある。

(b) 課題

新しい情報基盤を整備し3年目を迎えた。インターネットへの接続速度の向上など、対応継続中の課題については情報センターのスタッフによる LAN ケーブルやハブの交換作業により改善の兆しもみられる。授業進行に影響を与えることのないように抜本的な対応を検討していきたい。

また、スタッフの外部研修への参加が行われているが、技術的資源活用のための組織的な研修の具体化は依然として進んでいない。

財政的な理由などにより、情報基盤の整備間隔が長くなる傾向がある。情報教育の質の維持という点とセキュリティの確保という点から問題がある。

OS のアップデートなどの課題が持ち越しになっている。

また、本学にはセキュリティポリシーが構築されていないため、早急に情報センタースタッフ、企画財務部等の関係部署を中心に検討し策定することで、セキュリティの向上およびセキュリティルールの周知徹底を図る。

■ テーマ 基準Ⅲ・C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

情報センターは、学内における情報活用・セキュリティに関する総括的な検証作業を行う組織を構築する。

情報基盤の整備に関して、整備期間と整備内容を検討する。

OS のアップデートなどセキュリティに関わる課題に対応するための予算措置について検討する。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

平成 23 年度は帰属収支の黒字化を 13 年ぶりに達成し、平成 28 年度の基本金組入前当年度収支差額も 21 百万円となり、6 期連続の黒字を確保できた。しかし、基本金組入後の当年度収支差額では 154 百万円の赤字となり、依然として赤字体質から抜け出ておらず、翌年度繰越収支差額は△470 百万円と赤字幅が増加した。支出超過の要因としては、例年通り高等学校部門のバス運行費 76 百万円及び奨学費 63 百万円が主たるものであるが、高等学校の入学者数が見込を上回ったものの、退学・除籍・転学等により短期大学・高等学校・専門学校の 3 校で合計 75 名の学生・生徒数が減少した。基本金組入前当年度収支差額で高等学校部門が昨年比ほぼ同等の△52 百万円のマイナスとなり、専門学校も△45 百万円と昨年比赤字が増大した。

平成 28 年度の貸借対照表の総資産は 13,327 百万円で固定資産は 12,279 百万円、流動資産は 1,048 百万円である。固定負債は 860 百万円、流動負債は 492 百万円、基本金は 12,445 百万円、繰越収支差額は△470 百万円となった。流動比率は 213.2%と当面の資金繰りには問題がない。また固定長期適合率は 95.7%であり、固定資産も長期の安定的な資金で賄われており健全の範囲内と言える。

短大の経営状況は入学生確保が依然厳しい状況であり、平成 28 年度は定員 450 人に対し 351 人、平成 29 年度は 336 人と減少している。基本金組入前当年度収支差額では、平成 27 年度が 195 百万円の黒字となったことに続いて、28 年度も 150 百万円の黒字計上となった。

退職給与引当金は、私立大学退職金財団加盟者と埼玉県教職員福祉財団加盟者とそのいずれにも加入していないものに分類し、期末要支給額の 100%を基に各財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との差額に繰入調整額を加減し、退職給与引当金を計上している。

資産運用については、平成 20 年 4 月に施行した「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、安全性を第一として資金分散をはかったうえで健全保有に努めている。

教育研究費比率については、平成 26～28 年度決算の平均額が 224 百万円で、経常収入平均 1,123 百万円に対し 20.0%となっている。今後も教育研究費率に着目し、適切な運営を図ってまいりたい。

教育研究用機器備品については毎年一定額以上の設備関係支出を実施しており、図書についても一定額以上を予算化し紀要図書委員会等を経て適切に配分されている。

本学全体の収容定員充足率は 0.826 と 2 割程度の定員割れとなっている。定員充足率を 1.0 以上にすべく、今後もオープンキャンパス、各種ガイダンス等を含めた広報活動や授業内容の充実、地域活動、保育・施設実習、インターンシップ等あらゆる手段を使い、本学のすばらしさをアピールしていきたい。

短期大学部門及び学園全体でも帰属収支では黒字化が定着しつつあったが、学生数の大幅な減少により今期は赤字転落もやむを得ない状況となってきた。財務体質にはまだ余力があり、当面の経営に支障はない。

(b) 課題

平成 29 年度入学者数は、全体では定員未充足となった。特に文化表現学科の入学者数が毎年大幅に定員割れしていたことから、平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更することとなった。これを受けて、定員確保のための方策を検討する必要がある。

経費の削減については、平成 21 年度からの秋草学園第Ⅰ期 5 ヶ年計画に沿って予算額の減額を毎年実施してきた。平成 23 年度から帰属収支が黒字となって以降も、平成 25 年度からの秋草学園第Ⅱ期 5 ヶ年計画において経費削減を推し進めてきた。毎年の基本金組入前当年度収支差額の黒字は継続されているが、短大での経費削減には各部署とも限界となっている。また、収入構造には学生数が大きく影響してくるため、財務面だけでの努力にも限界がある。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

(a) 現状

短期大学の将来像を明確にするために平成 20 年度にスタートした第Ⅰ期秋草学園 5 ヶ年計画は、平成 24 年度に終了した。第Ⅰ期 5 ヶ年計画の期間中に、平成 23 年度より財政状況が少しずつ改善され、平成 24 年度以降改善傾向が続いた。

第Ⅰ期 5 ヶ年計画の結果を受けて、平成 25 年度より第Ⅱ期 5 ヶ年計画をスタートさせた。その基本目標として、学校法人は、①建学の理念の再検証、②安定した学園経営、③高短専 3 校の連携、また短期大学は、①本学女子教育の充実、②意欲ある学生（障害がある学生を含む）の受け入れ、③教育体制の充実、④就職・キャリア支援の強化、⑤外部科研資金の獲得、⑥地域貢献、⑦文化表現学科の定員充足、⑧専攻科幼児教育専攻の再生、をそれぞれ掲げ、本学に関する客観的分析に基づいた評価と計画の遂行を継続している。

前述した財務状況の改善は、帰属収支差額においてプラスに転じたものであり、繰越消費収支差額の改善に至るためには、今後とも入学生、在学生の増加を主とする安定した学生数の確保が重要であり、加えて各種経費の節減に努める必要がある。

文化表現学科及び地域保育学科の入学定員未充足が影響して、短期大学全体の収容定員も未充足の傾向が大きくなっている。そのため財務状況は厳しくなっているが、人件費、施設設備費は抑制しながらも適当なバランスを保っている。文化表現学科に関しては、入学者数が定員の半数にも及ばない状況が続いているため、平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更する手続きを行った。

財務状況の厳しさを認識し危機意識を共有するために、財務書類等開示規程に基づいて経営情報を開示している。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書などの財務書類は、本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。また、同様の情報はホームページ掲載により公開している。

(b) 課題

平成 25 年度にスタートさせた第Ⅱ期 5 ヶ年計画を完遂できるよう、前年度の実行状況を査定し、次年度以降に向けた新たな課題の設定と実行計画の策定等を進める。

入学定員の確保については、特に入学定員未充足が続いている文化表現学科及び地域保育学科に関して検討課題となる。

■ テーマ 基準Ⅲ・D 財的資源の改善計画

経費予算関係については、前年度の予算額を超えないように各部署に積算を依頼した。ただし、必要不可欠な備品等については目的、必要性を聴取したうえで予算計上していく方針である。

秋草学園第Ⅱ期 5 ヶ年計画で掲げられた基本目標に関わる項目を実行することにより改善を図る。文化表現学科及び地域保育学科に関しては、学科の改編や収容定員の増減及び移動も含み検討する。

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度については、平成 27 年度、28 年度に引き続き平成 29 年度も任期付教員の勤務条件等の変更を検討する。

幼児教育学科では、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮しつつ、与えられた研修日や個人研究費を十分に活用して研究活動を行うよう促す。学外の研究助成や、学内に準備されている奨励研究費への積極的な応募を呼びかける。

地域保育学科では、外部研究助成の情報収集に努めるとともに、積極的な研究活動及び成果の公表を促進する。

文化表現学科では、学科会の内容に研究教育活動の現状報告を盛り込む。

「研究活動における不正行為への対応等に対するガイドライン」に基づき整備された学内規程の運用について、関係する部署が連携をとって情報交換を行う。

紀要図書委員会が中心となり、平成 28 年度の『紀要』より学園ホームページ上に掲載できるよう関係部署と調整を行う。

短期大学校舎の照明について、5～10 年後を目途に校舎のブロックごとに LED 化を推進する。その中で研究室についても LED 切り替えを行う。

研修日を定め、教員が研修に参加できる時間を継続して確保する。

F D 推進委員会は、3 年後を見越した計画を策定し、「授業評価アンケート」「公開授業」「学生満足度調査」の集計結果及び GPA 制度の活用方法を検討する。

地震等不意の災害を想定した訓練については、平成 29 年度上期中に具体策を検討策定する。

全事務職員の参加する S D 研修会の内容に関しては、S D 研修委員会が平成 29 年度上期中に具体策を検討策定する。

休日出勤に該当する学園行事等について、主管部署に行事運営上の必要員数の見直しを検討するよう依頼、調整を図り、出勤職員の人数を必要最小限に留める。さらに、土曜日直についても、土曜担当の嘱託職員及び非常勤職員を割り当て、職員の出勤日数を抑制する。

平成 30 年度以降に 1 号館 3 階及び 5 階にアクセスポイントの追加設置を予算化を検討する。

平成 29 年度は、1 号館 1 階部分の教室・廊下・ピアノ室・書庫等の照明について LED 化の予算計上を検討する。

平成 29 年度予算の経常的な費用については極力平成 28 年度予算程度で抑え、その後についても基本金組入前当年度収支差額の黒字化を展望できるように対応を検討していく方針である。

図書館では、収納能力 62,000 冊の図書館に現在、書庫の蔵書も含めて約 70,000 冊の蔵書がある。図書以外にも雑誌や紀要の収納もしているため飽和状態である。引き続き、計画的な除籍と資料の整備に取り組む。

情報センターでは、関連部署と学内における情報活用に関する作業の調整を図る。情報センターと企画財務部を中心とした情報基盤の整備に関する検討会を設ける。また、OS のアップデートなどセキュリティに関わる課題に対応するための予算措置に向けて、企画財務部と問題点と課題の共有を図る。

理事長は、秋草学園第Ⅱ期 5 ヶ年計画で掲げられた基本目標に関わる項目を計画通り遂行する。文化表現学科及び地域保育学科の改編等に関しても同様に行う。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
なし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
なし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

理事長は、私立学校法第 37 条の規定に従い、「学校法人秋草学園寄附行為」第 7 条に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している。理事会は、私立学校法第 36 条の規定に従い、寄附行為第 6 条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は理事長が招集し、議長を務めている。第三者評価に係る自己点検・自己評価委員会は、理事会の主要なメンバーである理事長、常務理事、学長、事務局長が構成員となり、積極的にリーダーシップをとっている。

学長は、「秋草学園短期大学学長選考規程」に基づいて選任され、教学運営の責任者として職務遂行に務め、リーダーシップを発揮している。平成 26 年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され平成 27 年 4 月 1 日から施行されることにともなって、大学運営における学長のリーダーシップの確立等を図るために教授会と学長の役割を明確にすることを目的として、「秋草学園短期大学学則」、「秋草学園短期大学教授会規程」、その他の内部規則の見直しを行った。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織し、私立学校法第 42 条の規定に従い運営している。

毎年の予算については、翌年度の入学者状況を見た上で予算編成基本方針を策定し、10 月下旬～11 月初旬に学内理事会に諮り決定する。その方針に基づいて関係各部室が次年度の「予算積算書」を作成する。その後ヒアリングを実施し、2 月中に「予算積算書」を取りまとめ本学予算（案）を作成している。また、事業計画は、「秋草学園第Ⅱ期 5 カ年計画」に基づき各部門の責任者より次年度の事業計画書（案）の提出を受け、本学予算（案）とともに 3 月下旬の評議員会に諮り理事会の承認を経て決定している。

年度予算の執行については各部署から稟議書、物品請求書等の提出を受け、学長または部・室長経由で企画財務部へ提出、同部は予算措置を確認し、諾否を検討して事務局長・理事長が決裁する。

平成 27 年度の法人全体の総資産は前年度比増加となった。また総負債は前年度比で減少となった。短期大学では教室のパーティション入れ替え、高等学校では生徒用机・椅子・ロッカーやサーバーの入れ替え、そして専門学校では受水槽の撤去と上水直結直圧給水工事等があったが、固定資産の増加を減価償却費が上回ったものの、現預金の余剰分から作成した有価証券の運用増が固定資産を増加させた主な要因である。

翌年度繰越収支差額は赤字増加となった。これは高等学校の入学定員未充足、学費減免、バス運行費負担が主な要因である。

施設設備等については、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人秋草学園施設貸与規程」「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」「秋草学園短期大学図書館利用細則」等により管理し、固定資産については、固定資産管理台帳により管理、消耗品については「教育研究用機器備品」と「その他の機器備品」として区分し、「備品台帳」を作成し管理している。

寄附金は収入源の多様化の一環としてとらえ平成 24 年度より導入した。

財務情報については、「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」を定め、財産目録、貸借

対照表、収支計算書、監査報告書など、閲覧に供する財務書類等を本部事務局・短期大学、高等学校、専門学校に備え付け学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供し、同様の情報を Web ページにも掲載している。

教育情報の公開は、平成 23 年 4 月 1 日に教育情報の公表義務化を内容とする学校教育法施行規則が施行されたことに伴い、同年 6 月から本学ホームページ上で実施している。

なお、平成 27 年度にホームページへの掲載により新たに公表した情報として、「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び公的研究費の使用に関する行動規範、誓約書並びに公的研究費の不正使用防止計画等がある。専任教員の教育研究業績等に関する情報は、年度末までに全員の分を掲載している。

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、昭和 43 年 3 月から学校法人秋草学園に勤務し、昭和 63 年 2 月から評議員、平成 2 年 12 月から理事、平成 18 年 4 月から理事長に就任し、現在に至っている。その間、創設者である秋草かつえ元理事長・学長（平成 25 年 3 月 13 日逝去）の下、建学の精神や教育理念・目的を理解し、様々な部署の業務を務めてきた。

理事長は、寄附行為第 7 条に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している。

また、理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為第 6 条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

第三者評価に係る自己点検・自己評価委員会は、理事会の主要なメンバーである理事長、常務理事、学長のほか事務局長などが構成員となり、積極的なリーダーシップをとっている。委員長や ALO は理事長から委嘱されている。「自己点検・評価報告書」は、理事会が審議、承認を経て、学長名による公表を最終的に了承する責務を果たしている。

理事会は、学内外の情報を収集することにより、課題について自ら検討するとともに、課題によっては関係部署に対しても検討を指示し、大学運営に責任を果たしている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、規程集として、各部署に備え付けるだけでなく、学内 LAN により閲覧が可能となっている。

理事の選任については、寄附行為第 10 条に規定されている。学長、教職員のうちから理事会において選任された者、評議員のうちから評議員会において選任された者及び学識経験者のうち理事会において選任された者が理事となる。学長、教職員及び評議員を退いたときは、理事の職を失う。いずれも学校法人の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識に基いた対応を行っている。

また、寄附行為第 16 条第 2 項第 3 号には、役員の退任事由として、学校教育法第 9 条各号に掲げる事由を適応している。

理事会開催状況（平成 28 年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
28	5	25	平成27年度事業報告（案）の件 平成27年度収支決算（案）の件 秋草学園高等学校学則改正（案）の件 秋草学園福祉教育専門学校学則改正（案）の件	9人	8人以上10人以内
28	12	9	校地変更（用途変更）（案）の件 秋草学園短期大学任期付専任教員採用（案）の件 諸規程改正（案）の件 秋草学園高等学校学則一部改正（案）の件	9人	8人以上10人以内

29	2	17	秋草学園高等学校学校用地（隣地）買入れ（案）の件 秋草学園短期大学長候補者選考委員会委員の選出（案）の件	9人	8人以上10人以内
29	2	24	秋草学園短期大学学長選任（案）の件 秋草学園福祉教育専門学校校長選任（案）の件 秋草学園短期大学教員昇任（案）の件 学校法人秋草学園職員給与規程改正（案）の件	10人	8人以上10人以内
29	3	22	平成28年度秋草学園第1次補正予算（案）の件 平成29年度秋草学園事業計画（案）の件 平成29年度秋草学園収支予算（案）の件 学校法人秋草学園評議員選任（案）の件 学校法人秋草学園理事の選任（案）の件 退任理事に対する役員退職金（案）の件 秋草学園短期大学学科長選任（案）の件 学校法人秋草学園就業規則改正（案）の件 秋草学園福祉教育専門学校学則改正（案）の件 社会福祉法人秋草福祉会に対する貸付金の弁済条件変更（案）の件	10人	8人以上10人以内

(b) 課題

理事会、評議員会については、特に当面する大きな課題等もなく、寄附行為に則して安定した運営を行っている。しかし、常に新しい発展的な課題を投げかけることにより、理事、評議員、監事が学園の目指す方向性を理解できるよう、一致協力しての体制作りをさらに推進することが課題である。

■ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

理事長は、理事、評議員に対し、学園の問題点等について聴取し、理事会、評議員会で改善に向けて検討する。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

学長は、長年にわたり幼児教育に係る実務経験と保育者養成に携わった経験を有し、その面では保育者養成を中心とした本学にとって適格と言える。学長は、学長選考規程に基づいて選任され、人格、学識において全教職員から認められている。また、教学運営の責任者として職務遂行に務め、強力なリーダーシップを発揮している。さらに、学長は、新入生オリエンテーションや新年度の非常勤講師との教職員会において、建学の精神について丁寧に説明を行うとともに、研究会への参加や授業を担当することにより教育研究を推進している。

教授会は、教授会規程第3条の定めるところにより、学長が招集し議長となる。また、同規程第4条には教授会の意見聴取事項が規定され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。教授会は民主的に運営されているものの、過去には議題とは異なる発言もあり、課題となっていたが、この点については事前に議題について調整を図ることで解決してきた。教授会は月1回を原則とするが、学長の判断により、必要に応じて開催している。議事録は、教務課において作成し、資料とともに適切に保管されている。

教授会では、学習成果、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れ方針」の三つの方針が明確に示され、教員全員の認識を得られている。三つの方針に関しては、平成29年4月から施行される改正学校教育法施行規則に対応するため、教学マネジメント委員会において、新たな三つの方針が検討され、29年度に向けて策定された。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。必要に応じて合同の委員長会を開催するなど臨機応変に対応している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局において作成され、適切に保管されている。また、議事録は学長に報告されることになっている。

教学運営にあたっては、学科長、専攻科長との協力体制により軌道に乗せることができた。

教授会開催状況（平成28年度）

年	月	日	主な議案
28	4	1	委員会報告など
28	4	20	入学前の既修得単位の認定について 委員会報告など
28	5	18	委員会報告など
28	6	15	委員会報告など
28	7	13	委員会報告など
28	7	30	平成29年度秋草高校特待・特別推薦入試合否判定について
28	9	7	平成28年度後期科目等履修生履修許可判定について

			委員会報告など
28	10	12	平成 28 年度 9 月卒業認定について 委員会報告など
28	10	15	平成 29 年度指定校推薦・特別推薦入試合否判定について
28	11	3	平成 29 年度公募推薦・自己推薦・社会人入試合否判定について 委員会報告など
28	11	16	委員会報告など
28	12	7	平成 29 年度公募推薦・自己推薦等入試合否判定について 委員会報告など
29	1	15	平成 29 年度一般入試等合否判定について 委員会報告など
29	1	18	委員会報告など
29	2	4	平成 29 年度一般入試等合否判定について 委員会報告など
29	2	15	学長候補者選考委員会委員の選考について 委員会報告など
29	2	22	平成 28 年度卒業認定について 学長候補者についての意見聴取 委員会報告など
29	3	1	平成 29 年度一般入試等合否判定について 委員会報告など
29	3	8	平成 28 年度追加卒業認定について 平成 29 年度前期科目等履修生履修許可判定について 委員会報告など
29	3	13	平成 29 年度一般入試等合否判定について

各種委員会開催状況（平成 28 年度）

委員会名	教務委員会
根拠規定	秋草学園短期大学教務委員会規程
主な業務	教務に関する計画の立案及び実施に関すること 教育課程の運用に関すること 学年暦に関すること 教育課程編成の検討に関すること
構成メンバー	中村委員長、平島委員、塩崎委員、三好委員、及川委員、橋本委員、大輪委員、 浅木委員、星野委員、秋草委員
平成 28 年度開催状況	H28・4/20、5/11、7/6、9/7、10/5、11/9、H29・1/11、2/8、2/22、3/8

委員会名	実習委員会
根拠規定	秋草学園短期大学実習委員会規程
主な業務	教育実習、保育実習に関する計画の立案及び実施並びに実習指導に関すること

構成メンバー	土屋委員長、志濃原委員、丸橋委員、富山委員、小口委員、三好委員、大熊委員、阿部委員、北澤委員、越川委員、秋山委員、小高委員
平成 28 年度開催状況	H28・4/27、5/25、6/29、7/20、9/21、10/26、11/16、12/14、H29・1/11 1/15、1/25

委員会名	学生委員会
根拠規定	秋草学園短期大学学生委員会規程
主な業務	学生の生活指導に関すること 学友会活動の育成、指導に関すること 学生の育英奨学に関すること 学内の環境整備、保健衛生、消防訓練等に関すること
構成メンバー	加賀谷委員長、丸橋委員、富山委員、鹿戸委員、小口委員、矢代委員、橋本委員、伊藤委員、林委員
平成 28 年度開催状況	H28・4/20、6/1、6/29、8/31、10/5、11/2、12/14、H29・1/11、2/8、3/8

委員会名	就職指導委員会
根拠規定	秋草学園短期大学就職指導委員会規程
主な業務	就職指導の計画立案及び実施に関すること 求人先の開拓に関すること 学園本部が主催する企業懇談会、幼保施懇談会に関すること
構成メンバー	高崎委員長、宮内委員、松木委員、中西委員、大輪委員、土屋委員、星野委員、越川委員、島也委員
平成 28 年度開催状況	H28・4/20、5/11、6/1、7/6、9/7、10/5、11/2、12/7、H29・1/11、2/1、3/8

委員会名	入学者選抜試験委員会
根拠規定	秋草学園短期大学入学者選抜試験委員会規程
主な業務	入学者選抜試験計画の立案及び実施に関すること 学園本部が計画立案する学生募集要項の入試事項に関すること 入学者選抜試験制度の検討に関すること
構成メンバー	若井委員長、平山委員、鹿戸委員、大熊委員、山口委員、加賀谷委員、伊藤委員、浅木委員、秋山委員、秋草委員
平成 28 年度開催状況	H28・4/20、5/11、7/6、7/30、9/7、10/5、10/15、11/3、12/7、H29・1/15、2/4、3/1、3/13

委員会名	紀要図書委員会
根拠規定	秋草学園短期大学紀要図書委員会規程
主な業務	紀要の作成に関すること 図書館の運営に関すること

構成メンバー	及川委員長、豊泉委員、宮内委員、中村委員、高崎委員、茗井委員、平島委員、 及川委員、染谷委員、林委員
平成 28 年度開催状況	H28・4/27、7/6、11/23

平成 26 年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され平成 27 年 4 月 1 日から施行されることにともなって、大学運営における学長のリーダーシップの確立等を図るために教授会と学長の役割を明確にすることを目的として、学則、教授会規程、その他の内部規則の見直しを行った。

教授会規程の改正により、教授会の意見聴取事項として、(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、(2) 学位の授与、(3) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定した。また、(3) の学長が定める事項については、教育課程の編成等 3 項目が学長裁定として提示され、教授会の意見を聴取した。その他、教授会は学長の求めに応じて意見を述べることができると規定した。

さらに、学長に最終決定権があることを明確にするために、教授会が述べた意見については、これを受けた学長が最終的に判断すること、教授会が学長等に意見を述べる際に行った決定は、学長が行う決定を妨げるものではないことを規定した。

平成 26 年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正趣旨が、学長のリーダーシップによるガバナンス体制の構築にあることから、平成 27 年度に教学マネジメント委員会及び I R 推進室の設置、教員表彰の制度化などの施策が具体化され、平成 28 年度から活動を開始した。

(b) 課題

教学運営に当たっては、学科長、専攻科長との協力体制や各種委員会の協力を得たことにより円滑に行うことができた。各種委員会においては、それぞれの委員会規程に基づいて運営されているものの、学科会については各学科の運営にゆだねられる部分が多く、学長への報告が充分に行われていないケースも多々見られる。

各委員会の協力体制も整いつつあり、必要に応じて学科会と委員会との交流も必要と考えるがなお実現できていない。

学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図る教学マネジメント委員会及び I R 推進室の実効性ある運用が今後も課題となる。

■ テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

課題とされる学科会運営に関しては、学科の特性や主体性を尊重しながら見直しを図る。

教学マネジメント委員会及び I R 推進室については、活動方針、活動内容等から学長が主導して今後も運営していく。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準Ⅳ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

監事の職務については、「学校法人秋草学園寄附行為」第 13 条の二に「監事の職務」として、「(1) この法人の業務を監査すること」、「(2) この法人の財産の状況を監査すること」、「(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、「(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」、および「(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と定めており、適切にその業務を行っている。

「監事の職務」に則り、監事は理事会に出席し監事としての意見を述べた。

平成 28 年 5 月 16 日に監事会が行われ、秋草学園から事業報告及び財務報告等の説明を受け、それに関する所見が述べられた。

平成 28 年 5 月 25 日の理事会及び評議員会に「監査報告書」が提出され、平成 27 年度事業報告書（案）及び平成 27 年度収支決算（案）の審議の中で、監事の所見等が述べられた。

(b) 課題

現在、実地監査は高等学校及び専門学校において年一回実施している。また会計士及び理事長、学内理事等を交えた監事会は年 3 回程行っているが、今後一層のガバナンス機能の充実等が将来の課題である。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準Ⅳ-C-2 の自己点検・評価

(a) 現状

平成 28 年度評議員会開催状況

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
28	5	25	平成 27 年度事業報告 同収支決算	20 人	20 人以上 26 人以内
29	2	17	秋草学園高等学校学校用地（隣地）買入れ（案）の件 秋草学園短期大学長候補者選考委員会委員の選出（案）の件	20 人	20 人以上 26 人以内

29	3	22	平成28年度補正予算 平成29年度事業計画、収支予算	17人	20人以上26人以内
----	---	----	-------------------------------	-----	------------

「学校法人秋草学園寄附行為」第5条第1項第1号は、理事の定数を「8人以上10人以内」と定める。一方で評議員の定数に関しては、第18条第1項で「20人以上26人以内」と定めており、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会の運営に関しては、第18条に次の通りに定めている。「2 評議員会は、理事長が招集する」。「3 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する」。「4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない」。「5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない」。「6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項および本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる」。「7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することが出来ない」。「8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」。「9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」。「10 議長は、評議員として議決に加わることができない」。評議員会は、これらの規定に基づいて適切に運営されている。

また、「諮問事項」については、第19条において、「(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「(3) 寄附行為の変更」、「(4) 合併」、「(5) 目的たる事業の成功の不能による解散」、「(6) 寄附金品の募集に関する事項」、「(7) 事業計画」、および「(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項」と定めており、評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、適切に運営されている。

(b) 課題

寄付行為における評議員定数は20人以上26人以内で、現員21名である。その内、2号評議員（教職員のうちから、理事会において選任された者）が定員10人以上14人以内のところ現員9名であることから、評議員全体の均衡を考慮すると補充が望ましい。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3の自己点検・評価

(a) 現状

毎年の予算については、本部事務局が翌年度の入学者状況を見た上で予算編成基本方針を策定し、10月下旬～11月初旬に学内理事会に諮り決定する。その方針に基づいて11月より関係各部室に次年度の「予算積算書」の作成を指示、各部門から提出された「予算積算

書」内容のヒアリングを実施し、2月中に「予算積算書」を取りまとめ本学予算（案）を作成する。

また、事業計画については、秋草学園第Ⅱ期5ヵ年計画に基づき各部門の責任者より次年度の事業計画書（案）の提出を受ける。これらの予算（案）及び事業計画書（案）を3月下旬の評議員会で諮り理事会の承認を経て決定している。

決定した事業計画と予算については速やかに関係部門に連絡し、実施の指示をしている。

年度予算の執行については各部署から稟議書、物品請求書等の提出を受け、学長または部・室長経由で企画財務部へ提出、同部は予算措置を確認し、諾否を検討して事務局長・理事長が決裁する。

毎日の出納業務については稟議書、物品請求書、各種請求書に基づき支払を実施する。基本的には銀行のリーフに基づき入出金伝票を起票し、「月次資金収支計算書」「月次事業活動収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「合計残高試算表」「月次支払資金集計表」については、毎月理事長まで回覧しチェックしている。

平成28年度の法人全体の総資産は133億2,712万円で、前年度比△6,154万円の減少となった。また総負債は13億5,176万円で、前年度比8,289万円の減少となった。短期大学ではML教室の電子ピアノ48台とガラス入りパーティションへ入替え実施。高等学校でも各教室のパーティションをガラス入りのものに入替えを実施した。また、専門学校では、駐輪場屋根の拡張整備を実施した。

固定資産の増加を減価償却費が上回ったことが固定資産を減少させた主な要因である。

翌年度繰越収支差額は△4億6,953万円で前年度比△9,001万円の赤字増加となった。これは高等学校、専門学校の入学定員未充足、学費減免、バス運行費負担が主な要因である。

余裕資金については、退職給与引当特定資産を退職給与引当額に基づき積立している。また、その他の資産についても「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、資金分散を図ったうえで債券を中心に健全保有に努めている。

監査報告書だけでなく本学では監査時や監査終了後等非公式に公認会計士との意見交換、情報交換を行っており、その中で改善の余地のある事象については積極的に意見を取り入れることにより改善を心かけている。

施設設備等の管理については、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人秋草学園施設貸与規程」「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」「図書館（短大）利用案内」等により管理し、固定資産については、固定資産管理台帳により管理し、また取得価格2万円以上で10万円未満の物品（消耗品）については「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」として区分し、「備品台帳」を作成して管理している。

寄附金は収入源の多様化の一環としてとらえ平成24年度より導入した。平成25年1月31日付けで文部科学省より特定公益増進法人として承認を受けている。また租税特別報施行規則一部改正により条件が緩和されたため、平成27年10月本学への寄附者の税額控除も認められるようになった。

「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書及び事業報告書など、閲覧に供する財務書類等を本部事務局・短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。なお、同様の情報を平成22年12月よりホームページにも掲載しており、誰でも閲覧が可能となっている。

平成23年4月1日に教育情報の公表義務化を内容とする学校教育法施行規則が施行さ

れたことに伴い、同年6月から本学ホームページを活用して教育情報の公表を開始した。公表した教育情報は、上記規則に準じている。

公的な教育機関である大学にとって、教育情報の公表は社会に対する説明責任であり、教育の質の向上につながるものであることを認識して、公表する情報の充実等に積極的に対応して行く必要がある。

平成27年度は、ホームページへの掲載により新たに公表した情報として、「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び公的研究費の使用に関する行動規範、誓約書並びに公的研究費の不正使用防止計画等があったが、平成28年度は平成27年度から公開が義務付けられた教員の養成の状況に係る情報の公開にとどまった。

(b) 課題

情報の公開については「事業報告書」を平成27年度決算からホームページに掲載されたが、教学関係情報や財務情報のグラフ、図表による説明等一部公開未済のものがあり、早急に乗り越えるべき課題としたい。

教育情報には、下記のとおり公表していないが公表することが望ましいと思われる情報がある。公表すべき情報の整理と内容の充実が課題となる。

- ・教員一人当たりの学生数、収容定員充足率、専任教員と非常勤教員の比率
- ・入学者推移、退学・除籍者数、中退率、留年者数、社会人学生数、留学者数及び海外派遣学生数

■ テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

監査について、実地監査の充実と内部監査との連携により、監事監査を支援する体制構築等を図る。

評議員会について、2号評議員は、各部門のバランスを考慮し欠員の補充を検討し補充する。

平成28年1月の日本公認会計士協会「学校法人における事業報告書の記載事例について」によると、学校法人会計基準が一部改正されたことにともなって記載事例が変更となった。関係部署と連携しながら、早急にホームページ公開用の事例報告書のフォームを変更し、公開可能な状況とするための支援を検討したい。

教育情報の公表に関しては、今後公表すべき情報を整理して順次開示していく。

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

理事長は、理事、評議員に対し、その都度学園の問題点等を聴取するとともに、理事長から学園の課題等の説明を行ったうえで協力を求める。

学長は、定期的に行われている学科長会や、学長が不定期に招集する各種委員会委員長合同会議において、それぞれの問題点等を報告しあうことで従来以上に情報の共有と意思統一を図る。また、学科会規程等についても引き続き検討していく。さらに、平成 29 年度は、教学マネジメント委員会及び I R 推進室の活動方針、活動内容等に基づいて、優先的なテーマの検討を具体的に実行していく。

監事を支援する事務局体制については、将来の課題として関係部門とも調整しながら慎重に検討を進める。

平成 29 年度は評議員改選が行われるので、その際に全体の評議員数の見直しをする。

平成 29 年度には事業報告書をホームページに掲載できるよう学内理事会の承認を得て関係部署の支援を検討する。

教育情報の公表に関しては、教員一人当たりの学生数、収容定員充足率、専任教員と非常勤教員の比率、入学者推移、退学・除籍者数、中退率、留年者数、社会人学生数など、平成 29 年度から順次開示していく。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

なし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし。

【選択的評価基準】 地域貢献の取り組みについて

■ 以下の基準（１）～（３）について自己点検・評価の概要を記述する。

基準（１） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

研究成果の社会への還元方法として、エクステンションセンターは公開講座を実施して平成 28 年度で 10 年目となる。公開講座の開講にあたっては、埼玉県、所沢市、狭山市及び入間市の教育委員会の後援を受けている。

平成 28 年度は、前期 16 講座、後期 18 講座を開講し、受講者定員を前期 315 人、後期 345 人として実施した。

受講者数（対定員比）は、前期、後期それぞれ 312 人（99.0%）、296 人（85.8%）であった。年間受講者数は（対定員比）608 人（92.1%）で、受講者数、対定員比は前年度（617 人、91.4%）とほぼ同様であった。

受講者の住所からみる地域別分布については、平成 28 年度前期では所沢市が約 67.3%で、狭山市を含めると約 84.9%となる。この傾向は毎回ほとんど変化がない。

講座の内容は、音楽、健康・スポーツ、心理学、文学、芸術、語学（英語、中国語、韓国語）及びパソコンに関するもので、公開講座開設以来ほとんど変化はないが、後期に初めて開講したヨガの講座は受講希望者が多く好評であった。

講師についても、本学専任教員以外の講師に大部分頼っている状況に変化はない。

広報活動については、本学ホームページに講座内容等を掲載するとともに、ポスター、チラシを地域の公民館、図書館に配布して掲示等を依頼することや、134,000 枚余りのチラシを所沢市全域と狭山市、入間市、川越市の一部地域に配達される新聞紙に折り込むという方法により行っている。

地域貢献の取り組みとして、エクステンションセンターは埼玉県及び東京都内の親密な幼稚園及び保育園の保育者を対象とした「現職保育者研修会」を毎年開催している。平成 28 年度で第 14 回（ただし、平成 25 年度は大雪のため開催を中止した。）を数える。現職保育者の研修が目的ではあるが、卒業生が母校を訪問する機会ともなっている。

研修は、保育現場で参考となる講演が内容となっている。平成 28 年度は、幼稚園・保育園で働く保育者 60 名の参加があり、「やる気を育てるということ—動機づけと自己決定理論—」及び「幼児の表現力を育む造形活動」と題して、本学専任講師と非常勤講師による講演が行われた。参加者からは、今後の保育活動に大変参考となったなどの好評を得ている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

公開講座の講師に関しては、専任教員が担当できる講座内容を工夫、検討する必要がある。また、法人が設置する高等学校や専門学校の教員の協力を得ることによって、より魅力的な講座の開設を検討する必要がある。また、チラシを所沢市全域と狭山市、入間市、川越市の一部地域に配達される新聞紙に折り込むという方法により広報活動を行っているが、134,000 枚余りものチラシ作成及び新聞紙への折り込みにかかる費用に対して受講者

数が 300 人程度では、いわゆる費用対効果という点で課題となる。また、埼玉県に接する東京都内の地域への広報について検討することも課題となっている。

(c)自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

本学専任教員や法人が設置する高等学校及び専門学校の専任教員が担当する講座を増やすために、各教員の専門分野、研究分野からどのような講座が開設できるかを、エクステンションセンター運営委員会の構成員である両校の校長の協力も得て、委員会で検討する。また、チラシの配布については、受講者の割合が高い所沢市、狭山市に限定する一方で、埼玉県に接する東京都内の地域への広報にその費用を充てたい。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

地域保育学科では、所沢市を中心とした近隣の区市町村の施設、児童館、特別支援学校等及び行政が主催や後援する文化団体、商工業等と学生のボランティア活動を通して交流活動を行っている。その多くはイベントへの準備や参加、運営補助を内容としている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

ボランティア活動は地域保育学科発足以来の活動であり、地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動は定着し、一定の評価を得ている。反面、参加学生の姿勢・行動等についての問題点もごく少数であるが指摘されている。

(c)自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

地域との交流は、大学が地域の知的拠点となり、地域コミュニティの基盤となる人材を養成して地域に貢献すると言う意味で重要である。まさに、社会のニーズに応え社会貢献できる人材の育成という地域保育学科の学位授与の方針に沿ったものであり、成果の向上を目指し、学生一人ひとりに対しきめ細やかな指導助言を徹底する。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

地域保育学科では、ボランティア活動を内容とする「地域活動Ⅰ」、「地域活動Ⅱ」を開設し、合計 4 単位修得を卒業要件としている。「地域活動Ⅰ」（1 年次履修）では年間 12 か所以上で 70 時間以上、「地域活動Ⅱ」（2 年次履修）では、できるだけ同一の事業所や団体で 70 時間以上を目処にボランティア活動を行っている。それぞれの活動事業所は主に所沢市や学生の居住地域であり、公的な社会活動、施設、児童館、学校等でのイベントへの参加や運営補助が活動内容となっている。多くの団体からボランティアの依頼があり、学生のボランティア活動は定着している。

また、地域の親子が参加する「親子でいっしょにあそぼう会」や、近隣の保育園児を招いた「クリスマス会」など、学生が主体となって企画、運営する行事があり、近隣地域と

の関係を深めている。

ボランティア活動を通し、学生たちは多くの人と触れ合い、自己肯定感やコミュニケーション能力の向上を図る機会となっている。また、主体的にボランティアに参加する学生も増加傾向にある。

文化表現学科では、ボランティア活動として、大学に近接する新所沢駅前の新所沢団地自治会が主催する各種イベントやコミュニティーセンターでの業務サポートなどが行われた。学生たちはこのボランティア活動を通じ、地域での多世代交流の一助を果たせたことに意義を見出し、やりがいを感じ取っていたようである。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

地域保育学科では、ボランティア活動は、土曜日、日曜日及び夏期休業期間等の授業日以外の活動となるため、学生の負担過多とならないように配慮する必要がある。

文化表現学科では、学生が主体的に取り組める企画や行事を立ち上げ、実践する機会を設けることが課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

地域保育学科では、学生の負担を軽減するため土曜日、日曜日以外の平日においてもボランティア活動ができるように、授業のない曜日を設けることを検討する。そのためには、科目の開設時期の変更を伴うことになるため調整が必要になるが、地域保育学科は3年課程であるため検討の余地はある。

文化表現学科では、学生が主体的に取り組める企画や行事の立ち上げを授業の一つとして実践する機会を設け、学生の自己成長に役立てたい。